

第1 東京の米軍基地の歴史

I 米軍基地の経過

1 占領軍による接收

昭和20年8月26日、政府は、終戦連絡中央事務局を設置、占領軍の受入体制を含む終戦業務に当たることとした。

同年8月30日、連合国軍最高司令官マッカーサー元帥が厚木飛行場に降り立ち、占領軍の東京進駐は9月8日から開始された。

GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）は、日本軍の基地や施設を接收するとともに、労務の提供などを求めてきた。

そのため、占領軍の労務に服している従業員に関する渉外労務管理事務が都道府県に委任され、東京都は昭和23年4月から約6万人の労働者の業務を管理することになった。なお、本業務は国の機関委任事務であったが、平成12年4月1日に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第18条の規定に基づき、平成14年4月1日から国の直接執行事務となり、現在は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が大部分を引き継ぎ実施している（詳細は「第5 米軍基地従業員」を参照）。

昭和20年から25年にかけての米軍の接收により、旧陸軍立川飛行場が米軍立川飛行場（立川基地）に、旧多摩飛行場が米軍横田飛行場（横田基地）となった。このほか、通信機能を持つ府中町（現府中市）の旧陸軍燃料^{しょう}廠本部が米第5空軍司令部となり、清瀬村（現清瀬市）の旧海軍大和田通信所、南鳥島、硫黄島通信所などの通信施設、弾薬庫（現多摩市、稲城市）なども接收された。

2 平和条約の発効

昭和26年9月、日本と連合国との間で平和条約が調印され、同時に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「旧安保条約」という。）が調印された。両条約の発効（昭和27年4月）により、GHQによって接收された施設は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第2条による提供財産（施設及び区域）として引き続き米軍が使用することとなった。

安保条約発効時、全国で2,824か所（都内208か所）あった在日米軍への提供施設及び区域（以下「基地」という。）は、その後、漸次返還され、昭和28年3月には1,282か所（都内144か所）、昭和45年には124か所（都内18か所）（以上の数値について沖縄県は含まれない。）となり、令和8年1月現在では130か所*（都内7か所）となっている。

* 全国に所在する在日米軍施設及び区域については、資料1～4を参照

3 安保条約の改定と地位協定の締結

旧安保条約は、平和条約成立当時の特殊な事態の下で締結されたものであったため、昭和32年の岸・アイゼンハワー会談を端緒として、昭和33年に改定交渉が開始された。

その結果、昭和35年1月、日米両国は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（いわゆる現行の安保条約のこと。以下「安保条約」という。）（資料9）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下

「日米地位協定」という。) (資料 10 及び 11) に調印した。

現行の安保条約は、昭和 45 年 6 月 22 日に、当初の 10 年の有効期間が経過したが、政府は同日、引き続きこの条約を堅持する旨の声明を発表し、その後、今日まで自動継続されている。

また、日米地位協定は、昭和 35 年から 60 年以上見直しが行われておらず、締結後、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境は大きく変化し、それに伴い協定の見直しの必要性も指摘されてきている。日米両国政府は、現行協定の運用面での改善による解決を図ってきている。なお、平成 27 年 9 月には、日米地位協定を補足する環境補足協定（環境管理基準や日本側の立入手続）、平成 29 年 1 月には、軍属に関する補足協定（軍属の内容を明確化）が締結され、法的拘束力を有する規定が設けられた（資料 14～17）。

4 基地の拡張計画

平和条約が締結された頃から、朝鮮戦争（昭和 25 年～28 年）などを背景とする軍用機のジェット化、大型化等に伴い、基地の拡張拡充が計画された。

横田基地も大幅に拡張され、昭和 37 年には 3,350m の滑走路を完備した大型飛行場となった。

立川飛行場では、昭和 29 年、滑走路の拡張延長が在日米軍により計画され、翌昭和 30 年、国から同計画への協力要請が砂川町（現立川市）当局に申し入れられた。計画では町が東西に分断されるため、町を挙げて反対を表明したが、国は数次にわたり測量を強行し、これを阻止する町民側と警備側双方に負傷者が出る事態が続

いた（砂川闘争）。

5 基地返還と関東計画

立川飛行場の滑走路拡張延長をめぐる地元農民の激しい反対闘争が長期化する中、昭和 43 年、在日米軍は飛行場の拡張を断念し、計画は中止された。その後、基地の主要機能は横田飛行場に移され、昭和 44 年 12 月、立川飛行場はその飛行場機能を停止することになった。

キャンプ王子でも、陸軍病院の開設で地元住民等の反対運動が高まり、昭和 44 年 12 月、在日米軍は病院業務を停止し、昭和 46 年に返還が実現した。

同じく昭和 46 年に羽村学校地区が、昭和 48 年に武蔵野住宅地区、グラントハイツ住宅地区及び調布飛行場が相次いで返還された。

また、昭和 48 年 1 月、第 14 回日米安全保障協議委員会（通称 日米「2+2」）。以下、「2+2」という。）において、関東平野にある在日米空軍施設を横田基地に整理統合する、いわゆる「関東計画(KPCP*)」 (資料 18) が合意された。

この計画に基づいて、同年にキャンプ朝霞及び大和空軍施設が、昭和 49 年に関東村住宅地区が、昭和 50 年に府中空軍施設の大部分が返還された。また、昭和 49 年に、在日米軍司令部本部及び日本・韓国の米空軍を統括する第 5 空軍司令部が府中空軍施設から横田飛行場に移設され、さらに、昭和 52 年には、立川飛行場が全面返還され、これをもって関東計画による基地返還は終了した。

* KPCP=Kanto Plain Consolidation Plan

6 三宅島への NLP 施設建設問題とその後の

訓練施設を巡る動向

三宅島への NLP*(米空母艦載機による夜間着陸訓練) 施設建設問題は、昭和 58 年の大噴火による復興の時期に持ち上がった。

NLP は、米空母乗組員家族の横須賀市内及び周辺への居住計画に基づき、横須賀港が事実上米空母の「母港」とされた昭和 48 年 10 月から米軍三沢及び岩国の両飛行場で始まった。

その後、昭和 57 年 2 月からは主として厚木飛行場で行われ、昭和 58 年 1 月からは横田飛行場でも一部行われるようになった。

しかし、基地周辺での深刻な騒音問題が発生したことから、政府は代替訓練施設として三宅島に飛行場を設置することが適当と考えた。

昭和 62 年、事前調査の一環として国が気象観測用の鉄柱を建設しようとしたことを契機に、島民による反対運動が広がり、その後、着工できない状態となった。

なお、平成元年 1 月、代替訓練施設を設置するまでの暫定措置として、硫黄島を利用することで日米合意し、平成 3 年 8 月から訓練が実施されている。

平成 18 年 5 月、在日米軍に係る「再編実施のための日米のロードマップ」において、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を平成 21 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することが明記された。平成 23 年 6 月には、「2+2」の共同文書で、馬毛島^{まげしま}(鹿児島県西之表市)が恒常的訓練施設の候補地として選定、令和元年 12 月以降、国は馬毛島の土地の大部分を取得し、令和 3 年 2 月、馬毛島における自衛隊施設整備

の環境アセスメント手続を開始し、令和 5 年 1 月に基地の本体工事に着手した。

令和 6 年 9 月、国は、馬毛島の自衛隊施設の完成時期について、令和 12 年 3 月末の完成見込みとなったことを公表した。

* NLP=Night Landing Practice

米空母艦載機着陸訓練の実施状況については資料 68 を参照

7 日米防衛協力のための指針

「日米防衛協力のための指針(以下「ガイドライン」という。)」(資料 25)とは、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示すものである。

昭和 53 年のガイドラインは、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、日本の有事への対応が中心であった。

その後、平成元年の冷戦終結、平成 4 年の北朝鮮の核危機など、我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変化したことに対応して、平成 9 年には、ガイドラインが 19 年ぶりに改定された。同ガイドラインは、平素から行う協力とともに、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基盤を構築することを目的としている。また、その実効性を確保するため、平成 11 年 5 月に、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律が成立し、同年 8 月に施行された(平成 28 年 3 月、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改正)(資料 26)。

その後、平成 9 年の見直しから 17 年以上が経過し、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳

しさを増すとともに、海賊や国際テロ等に加え、サイバーや宇宙空間といった新たな領域における課題への対応が必要となり、平成27年4月、新たなガイドラインが「2+2」で了承された（資料24）。同ガイドラインは、我が国の平和安全法制との整合性も確保しつつ、切れ目のない形で我が国の平和と安全を確保するための協力を充実・強化するとともに、地域・グローバルや宇宙・サイバーといった新たな戦略的領域における同盟の協力の広がりをも的確に反映したものとなっている。また、日米防衛協力の実効性を確保するための仕組みとして、同盟調整メカニズム、共同計画の策定など協力の基盤となる取組が明記された。

また、平成26年7月、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が閣議決定され、平成28年3月には、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」が施行された（資料26）。

8 在日米軍再編

平成13年9月の米国同時多発テロを契機に、米国の安全保障環境の認識は変化した。これまで米軍は、旧ソ連の侵攻から同盟国を守るためにヨーロッパやアジアに配備されていたが、国際テロ、大量破壊兵器拡散などの新たな脅威に対抗するために、配備の見直しを行うこととなった。

在日米軍再編もその一つとして行われ、「2+2」において検討が行われてきた。平成17年10月29日に「2+2」が開催され、「日米同盟：未来のための変革と再編（中間報告）」が発表された。それは抑止力の維持と地元負担を

軽減することを柱にしたものとされているが、具体的には、普天間基地の移設、沖縄における海兵隊員の削減、厚木基地所属米空母艦載機の移駐、在日米陸軍司令部（キャンプ座間）の改編等が明記された。

東京都においては、横田基地への航空自衛隊航空総隊司令部の移転、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置の探求、米軍が管制を行っている空域の削減や日本の管制官の併置、また、軍民共同使用のための具体的な条件や態様の検討が明記された。

その後、平成18年5月1日に、在日米軍及び関連する自衛隊の再編実施に向けた計画が示された「再編実施のための日米のロードマップ（最終取りまとめ）」（資料23）が出され、平成22年5月28日には、これを補完し、着実に実施する旨を確認した「2+2」の共同発表が行われた。

このロードマップにおいて、横田飛行場及び横田空域については、1) 平成22年度までに航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊を横田飛行場へ移転すること、2) 横田空域の一部について、平成20年9月までに管制業務を日本に返還し、在日米軍と日本の管制官を併置すること、3) 横田基地のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し12か月以内に終了させること等が明記された。

その後、1) については、平成24年3月に移転が完了し、運用が開始された。2) については、平成19年5月に横田ラプコン施設に航空自衛隊管制官が配置され、平成20年9月には横田空域の一部が日本に返還された。また、3) については、平成18年10月に横田飛行場の軍民共用化

に関するスタディグループが立ち上がり、検討が行われた。現在も二国間での協議が続いている。

令和 6 年 4 月、日米は日米首脳会談において「二国間でそれぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる」旨コミットメント、これを受け、同年 7 月の日米「2+2」において、米国は、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成（アップグレード）する意図を表明した。令和 7 年 3 月、国は、「在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について」公表した。（資料 28）

II 基地の返還と跡地利用

1 返還国有財産の 3 分割有償処分

昭和 45 年以降、現在までに返還された在日米軍基地（施設及び区域）は、都内全体で 15 か所で、その面積は約 1,212ha に及ぶ（資料 5 及び 6）。これら基地跡地の多くは市街化された地域にあり、都内に残された貴重な都市空間である。都が抱えている多くの都市問題の解消に資するため、また、地域住民や地元自治体の多年の要望を実現させるためにも、その有効適切な利用を図らねばならない。

しかし、基地跡地の大部分が国有地であるため、地方公共団体の跡地利用計画は、国の処分方針によって大きく影響を受ける。国は、昭和 51 年 6 月の国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」に基づいて、いわゆる「3 分割・有償処分方針」を打ち出した。関東計画等に基づき返還された大規模返還財産は、おおむねその面積を国と地

元地方公共団体及び留保地に 3 等分し、処分は原則有償とするというものである。

この方針がそのまま実施されると、関係地方公共団体は膨大な財政負担を強いられ、また、地域住民及び地元地方公共団体の要望を踏まえた長期的総合的な跡地利用計画の実現が困難になる。そのため、都は、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（資料 117）の世話人幹事として、頻繁かつ精力的に大蔵省（現財務省）と折衝を行った。その結果、昭和 53 年 2 月に緊急を要する教育関係施設等について、また、昭和 54 年 12 月には、その他の施設用地について、処分条件が修正された（大蔵省通達）（資料 19）。

2 国有財産中央審議会による処理大綱

従来、跡地の処分は地元区市町村、東京都、国で協議し、国有財産関東地方審議会の審議を経て行われていたが、関東計画関連の跡地の処分については、地元区市町村、東京都、国の協議に加え国有財産中央審議会による処理方針の審議と、留保地の制度が新たに設けられた。

この処理方針に沿って、昭和 54 年 11 月にキャンプ朝霞と立川飛行場、昭和 56 年 6 月に大和空軍施設、そして同年 11 月に府中空軍施設について、国有財産中央審議会から「処理の大綱」がそれぞれ答申された。この「処理の大綱」を基に国有財産関東地方審議会において処分方針が順次答申され、事業化が図られている。（資料 20）

3 留保地の解除

昭和 51 年 6 月の処理方針において「当分の間処分を留保する地区」として制度化された留保

地については、経済社会の進展に対応し、地域のより一層の振興を図る観点から、関係地方公共団体から利用要望が強く出されてきた。そこで、首都圏1都4県の知事連名で、昭和62年1月、「留保地の利用に関する要望書」を国に提出した。

国は、昭和62年2月、留保地の取扱いについて国有財産中央審議会に意見を求め、同年6月、一定の要件の下に留保地の利用を認める答申を受けた。

都はこの答申に基づいて国と折衝し、大和空軍施設及び立川飛行場の一部の留保地についてその利用が認められた。このうち、立川飛行場については、平成6年10月、国有財産関東地方審議会において、一部民有地を含む約60ha（国有地約33.5ha）の土地区画整理事業が了解されている。また、その他の留保地についても、国と調整を重ねてきた。

4 財政制度等審議会答申

平成15年6月、国の財政制度等審議会は財務大臣に対し、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」（資料21）を答申した。答申の骨子は、①「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」へ基本方針を転換、②関係自治体は国と連携しながら5年程度以内に利用計画を策定、③関係自治体に対する支援措置としての売却条件の緩和と暫定利用の容認、④一定条件の下民間への売却解禁（自治体のまちづくり構想等に沿った開発を確保）、である。財務省理財局ではこの答申を受けて、同年7月、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」を関東財務局長宛て通

知した（資料22）。

III 米軍基地の近年の動向

1 基地の返還等

平成19年4月23日の日米合同委員会において、昭和58年に赤坂プレス・センターヘリポート用地として臨時に追加提供されていた土地（約4,300㎡）を上回る代替地（約4,700㎡）の返還が合意され、平成23年7月29日に米側から日本に返還された。平成28年7月1日の合同委員会において、由木通信所（八王子市）の全面返還が合意され、米側から日本に返還された。

さらに、令和3年8月5日の日米合同委員会において、府中通信施設（府中市）の全部が同年9月30日に米側から日本に返還された。

なお、令和2年7月10日の日米合同委員会において、羽田郵便管理事務所（大田区）の限定使用が合意され、米軍施設として使用されることとなった。

2 横田基地へのC V-22 オスプレイの配備

平成30年4月3日、米軍は、平成29年に公表したスケジュールを変更し、平成30年の夏頃に、5機のC V-22 オスプレイを配備すると発表した。また、今後数年間で、段階的に計10機のC V-22 オスプレイと約450人の人員を配備するとした。（資料33及び34）

これに基づき、平成30年10月1日、C V-22 オスプレイ5機が横田飛行場に配備され、令和3年7月6日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして1機が横田飛行場に到着

した旨米側から説明があったと、国は同年 7 月 20 日に公表した。また、国は、令和 7 年 10 月 28 日、米側より、令和 7 年 6 月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和 5 年 11 月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属の C V-22 オスプレイ 1 機の代わりとして配備された等との説明があった、と公表した（資料 44）。

3 米空母艦載機着陸訓練

(FCLP=Field Carrier Landing Practice)

平成 30 年 3 月、在日米軍再編として、米空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移駐が完了した。また、暫定措置として硫黄島で実施している米空母艦載機着陸訓練に関し、恒常的訓練施設の候補地として選定されている馬毛島（鹿児島県西之表市）について、国は令和元年 12 月以降、馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町及び南種子町への説明を積み重ねている。令和 3 年 2 月、馬毛島における自衛隊施設整備の環境アセスメント手続きを開始した。令和 5 年 1 月には、西之表市長、中種子町長及び南種子町長などからの意見も踏まえた鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島島内での工事を開始した。

令和 6 年 9 月、国は、馬毛島の自衛隊施設の完成時期について、令和 12 年 3 月末の完成見込みとなったことを公表した。

第2 都内の各基地の状況

都内米軍基地

横田飛行場



大和田通信所



赤坂プレス・センター



硫黄島通信所



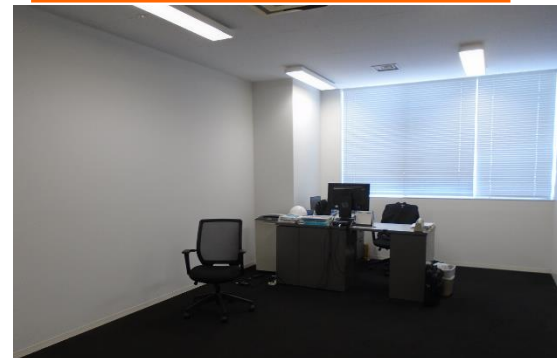
ニューサンノー米軍センター



多摩サービス補助施設



羽田郵便管理事務所



I 都内米軍基地の概況

昭和 20 年、第 2 次世界大戦の終結により、旧日本軍の基地や施設は、連合国軍（米軍）に順次接収された。昭和 27 年、前年に調印された平和条約と日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（旧安保条約）の発効に伴い、接収された基地や施設は米軍への提供施設・区域すなわち在日米軍基地となり、引き続き米軍が使用することとなった。

昭和 27 年当時、都内にあった米軍基地は、208 か所に上ったが、都や区市町村、地元住民の

多年にわたる取組を経て、順次、米軍基地の整理・縮小・返還がなされた。

現在、都には、在日米軍司令部が置かれている横田飛行場（横田基地）をはじめとして、7 か所、総面積 1,600ha の米軍施設及び区域が存在する。都内の米軍専用施設の面積は 1,318ha であり、沖縄県、青森県、神奈川県に次ぎ、全国第 4 位*である。

* 昭和 45 年以降返還された基地の概要及び跡地の利用状況については、資料 6 及び 7 を参照

* 全国に所在する在日米軍施設及び区域については、資料 1～4 を参照

都内の在日米軍基地

令和 8 年 1 月 1 日現在

施設名（所在）	施設番号	管理部隊	用 途	共同使用
赤坂プレス・センター （港区）	FAC3004	米陸軍 基地管理本部	事務所 （事務所、宿舎、 ヘリポート）	東京都
横田飛行場 （福生市ほか）	FAC3013	米空軍 第374空輸航空団	飛行場 （滑走路、住宅、 学校、事務所等）	自衛隊 瑞穂町 西武鉄道(株) 福生市
多摩サービス補助施設 （稲城市ほか）	FAC3019	米空軍 第374空輸航空団	レクリエーション施設 （ゴルフ場、キャンプ場等）	東京都 JR東日本(株)
大和田通信所 （清瀬市ほか）	FAC3056	米空軍 第374空輸航空団	通信 （通信施設）	清瀬市 新座市 東京電力パワーグリ ッド(株) NTT東日本(株) (株)NTTドコモ
硫黄島通信所 （小笠原村）	FAC3181	米海軍 厚木航空施設	通信 （訓練施設）	自衛隊 国立研究開発法人防 災科学技術研究所
ニューサンノー 米軍センター （港区）	FAC3185	米海軍 横須賀基地	その他（宿泊施設）	港区
羽田郵便管理事務所 （大田区）	FAC3191	米空軍 第374空輸航空団	事務所	—

II 赤坂プレス・センター(Akasaka Press Center)

(令和8.1.1現在)

所在地		港区
土地面積		26,938㎡（国有）
施設内容	施設番号	FAC3004
	管理部隊	在日米陸軍基地管理本部
	使用部隊	星条旗新聞社ほか
	用途	事務所(事務所、宿舎、ヘリポート)
共同使用		東京都

1 基地の沿革

当施設は、明治 22 年に旧陸軍第一師団歩兵第三連隊の駐屯地として設置され、昭和 20 年 9 月、米軍に接收された。

昭和 58 年 5 月、日米合同委員会において、ヘリポート部分を通過する東京都市計画道路幹線街路環状第 3 号線（以下「環状三号線」という。）の道路用地約 3,900 ㎡（うち約 400 ㎡は工事期間のみ）の共同使用と、その代替措置として、臨時ヘリポート用地約 4,300 ㎡が追加提供されることが合意され、昭和 59 年 12 月、臨時ヘリポートが完成した。

同ヘリポートは、平成 5 年 6 月、日米合同委員会合意に基づき、平成 12 年 5 月まで陸上自衛隊により共同使用されていた。

平成 19 年 4 月、日米合同委員会において、上記臨時ヘリポート用地の代替地に当たる一部土地約 4,700 ㎡の返還が合意され、平成 23 年 7 月に米側から日本に返還された。

現在、当施設は、ヘリポート、星条旗新聞社、宿舎等として使用されている。

令和 7 年 3 月、防衛省は、「在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について」を公表し、自衛隊と米軍の運用面での協力をより一層強化するため、在日米軍に、新たに、JJOC（自衛隊の統合作戦司令部）と米軍の連携

を専門に扱う部署を設置し、新設された当該部署の人員は、赤坂プレス・センターのサテライト・オフィスを拠点とし、日常的に防衛省・自衛隊等のカウンターパートと連絡・調整を行っている。

2 基地をめぐる動き

昭和 38 年 3 月、国は、国有財産関東地方審議会の答申を得て、米軍基地として提供された施設・区域を含む国有地を森林公園として決定した。その一部は、既に都立青山公園として開園されている。

昭和 58 年 5 月の日米合同委員会合意に基づき、8 月、都は、東京防衛施設局（現北関東防衛局）、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結し、環状三号線の工事期間中の臨時ヘリポート整備と、工事完了後、元のヘリポートを原状回復することとした。

平成 5 年 3 月、環状三号線工事が完了し、供用開始されたが、米軍の臨時ヘリポート継続使用の意向が東京防衛施設局を通じて口頭で伝えられた。都は、ヘリポートの原状回復工事が三者協定のとおりに実施できるよう、東京防衛施設局を通じ米側に再三働きかけを行っていた。平成 8 年 9 月には、都知事を相手取り、知事が米

軍及び国に対し当施設の返還請求措置を執らないことの違法性の確認を求める住民訴訟が提起されたが、平成 10 年 7 月に東京地方裁判所の判決が言い渡され、訴えは却下された。

その後、都、東京防衛施設局及び在日米陸軍の三者において、臨時ヘリポート用地の面積を上回る代替地（約 4,700 m²）の返還、緊急時及び災害時における傷病者や救援物資等の搬送を可能とするためヘリポートを都が使用することで、臨時ヘリポート問題の解決を図ることを確認し、その旨を平成 19 年 1 月に公表した。平成 19 年 4 月には、日米合同委員会において上記代替地に当たる一部土地の返還が合意され、平成 23 年 7 月に実施された。

また、平成 19 年 4 月、都と在日米陸軍は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入」に関する日米合同委員会合意（資料 30）に基づき、緊急時におけるヘリポートの共同使用に関する協定を締結した。この協定に基づく運用が平成 20 年 4 月から開始され、都は同ヘリポートを、救急患者を島しょ地域から都心の医療機関に搬送するための中継拠点として使用している。

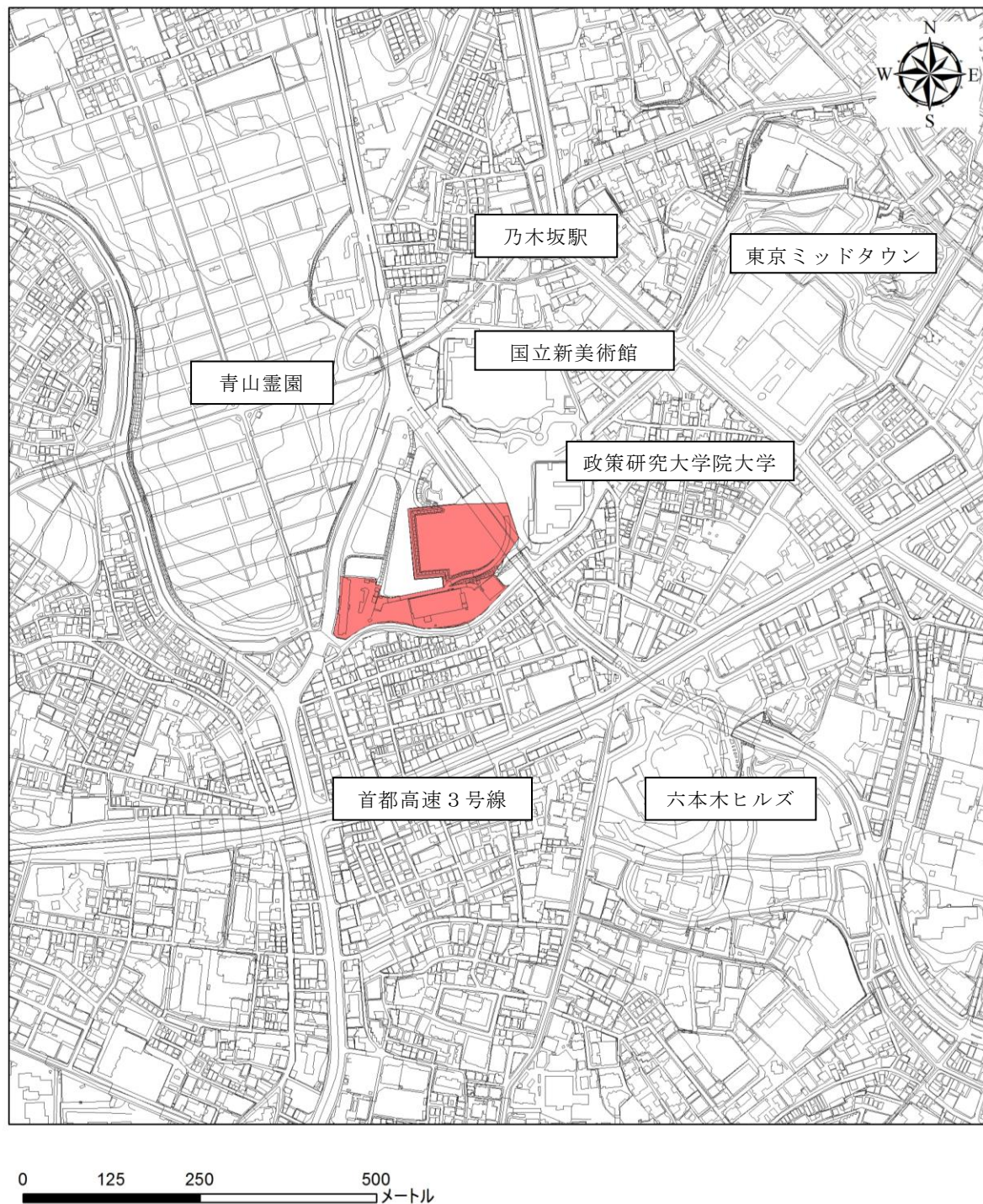
災害対策においては、平成 13 年 9 月、東京都総合防災訓練の会場の一つとして、当施設のヘリポートを初めて使用し、模擬負傷者を近隣の医療機関へ搬送する訓練を行った。当施設は、平成 16 年以降、防災訓練において継続的に使用されており、従来の負傷者搬送訓練に加え、緊急物資を搬送する訓練も実施されている。

平成 20 年 11 月、都と在日米陸軍は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入り」に関する日米合同委員会合意（資料 31）に基づく災害準備及び災害時におけるヘリポートへ

の立入りに関する協定を全国で初めて締結し、平成 21 年度及び平成 25～26 年度には、この協定に基づく訓練を実施している。

なお、上記の緊急時や災害時の使用は、返還までの対策であり、都は、平成 17 年 6 月以降、国への提案要求を通じ、当施設を直ちに返還するよう要請し、継続して即時返還を働きかけている。

赤坂プレス・センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1 : 2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

明 22. 1	旧陸軍第一師団歩兵第三駐屯地連隊設置
昭 18	近衛歩兵第七連隊駐屯
20. 9. 22	米軍が接收
33. 12. 8	基地の一部(91,848㎡)返還
36. 3. 11	東京都市計画道路幹線街路環状第3号線の都市計画変更告示
38. 3. 29	東京都市計画公園第12号青山公園の都市計画変更告示
42. 8. 8	都は、東京防衛施設局に環状三号線の工事施行に関して、共同使用(トンネル構造案)を申請
43. 12. 23	第9回日米安全保障協議委員会において、ヘリポート及びサービスステーションの移転について検討することを合意
45. 12. 11	東京防衛施設局は、都の意向に沿って米側と交渉することについて、都に意見照会
47. 2. 23	都は、東京防衛施設局にヘリポートの移転、環状三号線は開渠とする等の処理方針を回答
48. 6. 1	米側は、日本側提案に対し、ヘリポートを継続して使用する旨回答
54. 10. 8	都は、昭和48年6月25日付意見照会について、その後米側の条件に変更があるか、再確認を東京防衛施設局に照会
55. 6. 2	都は、東京防衛施設局に対し、道路予定地の返還について再要請
6. 9	米側は、施設特別委員会へ道路予定地返還にかえて共同使用について提案
6. 24	東京防衛施設局は、道路予定部分の共同使用について都に意見照会
9. 16	防衛施設庁は、施設特別委員会へ道路予定地の返還について提案
57. 2. 16	都は、東京防衛施設局に対し、道路予定部分約3,470㎡の共同使用について回答
58. 5. 19	日米合同委員会において、米軍施設と環状三号線との共同使用について合意 (共同使用約3,900㎡及び工事期間中の臨時ヘリポート用地として土地約4,300㎡追加提供)
8. 12	都は、東京防衛施設局、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結
59. 12. 5	臨時ヘリポート完成
平 2. 7	基地内トンネル(六本木トンネル)工事着手
5. 3. 29	環状三号線・六本木地区供用開始
4. 23	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう米軍との調整方を文書で申入れ
6. 3	日米合同委員会において、陸上自衛隊によるヘリポートの共同使用について合意
6. 2. 10	都は、東京防衛施設局に対し、三者協定に基づく原状回復を要請
7. 5. 23	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう、米側との調整方を要請
8. 2. 7	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請
9. 6	知事が返還請求措置を執らないことの違法性に関する訴訟(住民訴訟による違法確認請求事件)提起
10. 3. 10	都は、東京防衛施設局に対し、復旧工事に早期に着手できるよう再度文書で要請
7. 31	「住民訴訟による違法確認請求事件」都側の全面勝訴
10. 5	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請
11. 6. 21	都は、東京防衛施設局に対し、原状回復できるよう米側との調整方を要請
13. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
16. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
17. 6. 22	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 11	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
18. 2. 2	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポートに関する要請書を提出
6. 20	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請

第2 都内の各基地の状況

8. 29	港区長は、都に対し、東京都総合防災訓練の実施に伴う米軍ヘリポート基地使用に係る申入れを実施
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 6	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
19. 1. 12	都、東京防衛施設局及び在日米陸軍との三者間で、臨時ヘリポートの原状回復問題の解決に向けた確認事項を発表
1. 24	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
4. 23	日米合同委員会において、一部土地の返還合意
4. 23	都と在日米陸軍は、緊急時使用に係る協定を締結
6. 22	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
8. 30	港区長は、都に対し、平成19年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 9	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう、必要な措置を執ることを要請
12. 18	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
20. 3. 24	港区総合経営部長は、都に対し、緊急時使用に関する申入れを実施
4	都は、赤坂プレス・センターを使用した救急患者搬送を開始
7. 31	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 28	港区長は、都に対し、平成20年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
8. 31	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用
11. 10	都と在日米陸軍は、日米合同委員会合意に基づく災害時基地立入に係る協定を締結（全国初）
21. 8. 25	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 30	港区長は、都に対し、平成21年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
22. 2. 3	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
2. 8	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
23. 2. 1	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
3. 15	港区長及び港区議会議長は、都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
7. 29	日米合同委員会合意に基づき、米側が日本へ一部土地（約 4,700 m ² ）を返還
24. 2. 14	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
25. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
11. 23	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
26. 1. 31	港区長及び港区議会議長は、防衛省に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
2. 13	港区長及び港区議会議長は、米国大使館及び都に対し米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 30	都は、災害時協定に基づき、総合防災訓練の会場として当施設を使用
27. 2. 12	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
8. 26	港区長は、都に対し平成 27 年度東京都総合防災訓練に関する申入れを実施
10. 9	港区議会は、都に対し米軍ヘリポート基地に関する意見書を提出
28. 2. 12	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
29. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
30. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
31. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
令 2. 2. 6	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
3. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
4. 2. 8	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
5. 2. 7	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
6. 2. 5	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出
7. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出

7. 3. 31	防衛省が「在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について」を公表、在日米軍に、新たに、JJOC（統合作戦司令部）と米軍の連携を専門に扱う部署を設置、サテライト・オフィスを赤坂プレス・センターに設置
8. 2. 4	港区長及び港区議会議長は、防衛省及び都に対し、米軍ヘリポート基地に関する要請書を提出

Ⅲ 横田飛行場 (Yokota Air Base)

(令和8.1.1現在)

所在地	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 (埼玉県狭山市)	
土地面積	東京都分 7,136,404㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,075,418㎡) 全区域 7,139,452㎡ (民有27,167㎡、公有 33,820㎡、 国有 7,078,466㎡)	
施設内容	施設番号	FAC3013
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	在日米軍司令部 第5空軍司令部 第374空輸航空団ほか
	用途	飛行場 (滑走路 3,350m×60m、住宅、学校、事務所ほか)
	常駐機 (資料48)	C-130 ハーキュリーズ (輸送機)、C-12 ヒューロン (人員輸送機) CV-22オスプレイ
	共同使用	自衛隊、瑞穂町、西武鉄道(株)、福生市

※土地面積は四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

1 基地の沿革

当施設は、昭和15年に旧陸軍立川飛行場の付属施設陸軍多摩飛行場として設置され、昭和17年には陸軍航空審査部が置かれ、陸軍の新鋭機や試作機のテスト飛行が行われていたが、昭和20年9月、米軍に接収された。昭和20年10月、民有地を接収して滑走路を延長し、当時の北多摩郡村山町(現武蔵村山市)の地名を取って「横田飛行場」とされ、基地の規模は、面積が4,460,000㎡、滑走路が1,300mであった。

朝鮮戦争(昭和25年6月～昭和28年7月)により、極東空軍爆撃司令部の連隊が駐留し、当施設は、B-29爆撃機や戦闘機が配置されるなど国連軍の主要な基地となった。この頃から、軍用機のジェット化、大型化が進み、基地は大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備し、現在と同規模の飛行場となった。

昭和46年、戦闘機部隊は沖縄へ移駐し、この頃から、横田飛行場は中継輸送基地として兵站基地の性格が強くなり、ベトナム戦争の激化

(昭和47年4月北爆再開)に伴い中継輸送基地としての重要性を増した。昭和47年6月には、ミドルマーカー(中間電波誘導信号所)が設置され、C-5ギャラクシー等による輸送活動が活発に行われ、航空機による騒音等の問題が深刻化した。このような中で、昭和40年から昭和49年にかけて、基地南側の昭島市住民約570世帯の集団移転が行われた。

昭和48年1月、日米安全保障協議委員会において、関東平野にある米空軍施設を横田飛行場に整理統合する計画、いわゆる「関東計画」が合意された(資料18)。昭和49年11月には、在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部及び日本・韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部が府中空軍施設(後の府中通信施設)から当施設に移転した。

昭和50年9月、C-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が移駐し、減少していた航空機の離着陸が再び増加した。また、昭和

58 年 1 月には、米空母ミッドウェー艦載機の訓練が実施され、以来、横須賀基地を母港とする空母艦載機の着陸訓練が平成 12 年度まで年数回実施されていた。

平成元年、フィリピンのクラーク基地から 5 部隊が移駐した。また、これとは別に、米軍は、太平洋地域における C-130 部隊の整理統合を行うため、クラーク基地に置かれていた第 21 戦術空輸中隊を横田飛行場に移駐させ、それ以前から横田飛行場にあった第 316 戦術空輸群と合体して第 374 戦術空輸航空団を編成した。さらに平成 4 年 4 月、第 475 航空団と第 374 戦術空輸団が合併し、第 374 空輸航空団に再編成され、横田基地の管理部隊として活動を開始した。

平成 13 年 3 月には、滑走路の改修工事が行われ、10 月からは、滑走路の北側半分と南側半분을交互に閉鎖して工事を実施し、平成 14 年 6 月末に終了した。

平成 15 年 9 月には、常駐機である C-9 ナイチンゲールが退役となった。それに伴い、C-9 が所属していた横田基地の第 374 運用群・第 374 航空医療搬送中隊は解散し、新たに航空医療任務を支援するため嘉手納基地に第 18 航空医療搬送中隊が設置された。退役した C-9 の代替機の配属、嘉手納基地の所属航空機数の変更はなく、航空医療支援任務は、KC-135 空中給油／輸送航空機（嘉手納基地所属）が引き継ぐこととなった。

平成 19 年 1 月には、第 13 空軍第 1 分遣隊が設置され、同年 6 月には第 459 空輸中隊所属の C-21 リアジェット 4 機が退役し、新たに C-12 ヒューロン 3 機が配備された。

平成 19 年 11 月には、国連軍後方司令部がキャンプ座間から移転した。

また、平成 20 年 6 月には、第 515 航空機動運

用群が発足した。

平成 24 年には太平洋空軍の有事の指揮系統再編に伴い、第 13 空軍が廃止され、横田基地に駐留している第 13 空軍第 1 分遣隊が第 5 空軍に吸収されることとなった。

平成 29 年以降、米空軍の無人偵察機グローバルホークが計 6 回（平成 29 年 5 機、令和元年 4 機、令和 2 年と 3 年は各 6 機、令和 4 年は 2 機、令和 5 年は 3 機）、横田飛行場に一時展開された。なお、令和 5 年に展開した 3 機は、横田飛行場への展開はまだ終了していない。

令和 6 年 12 月、横田飛行場に在日米宇宙軍が新編された（資料 29）。

令和 7 年 9 月には、常駐機である UH-1N ヒューイが退役となった。UH-1N の代替計画はなく、今後は地上輸送を含む代替輸送手段を活用することとなった。

2 基地をめぐる動き

昭和 47 年 9 月、都は、基地内の都有地（水道用地）の明渡しを求める訴訟を提起したが、昭和 54 年 10 月、基地を取り巻く情勢を勘案して訴訟を取り下げた。また、昭和 48 年の関東計画に対し、都及び周辺の市町は、横田基地の機能強化と恒久使用をもたらすものであるとして、これに反対して国に抗議した。

昭和 51 年 4 月、横田基地周辺住民は、国に対し、米軍機の夜間飛行の禁止等を求める騒音公害訴訟を提起し、その後も断続的に提訴している（詳細は p. 50～52 を参照）。

平成 3 年 7 月、都は、都市計画局長名で、横田飛行場と多摩サービス補助施設について、住民生活への影響が大きいとともに多摩のまちづくりを進める上で重要な空間であることを理由に、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を

要請した。

平成8年11月、横田基地に起因する問題の解決を図るため、都と横田基地周辺の立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町の5市1町による「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が発足した。以来、協議会として、国及び米軍に対し、基地問題の解決に向けた総合要請や横田基地に起因する諸問題に対する個別の要請を随時行っている（資料111～116）。

平成9年6月には、それまでキャンプ・ハンセン（沖縄県）で実施されていた県道104号線越え実弾射撃訓練が北富士演習場を含む国内の演習場で分散実施されたことに伴い、米海兵隊130名が民間航空機で横田基地へ飛来した。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、海兵隊員等の輸送に際して、周辺住民に対する安全対策に万全を期すよう、同協議会として要請を行った。

平成13年から平成29年までの間、毎年、都総合防災訓練の会場の一つとして横田基地を使用し、物資・人員などの広域輸送訓練を実施した。また、平成18年以降、米軍が同訓練に参加している。

3 航空自衛隊航空総隊司令部の移駐

「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）に基づき、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、平成24年3月に府中基地から横田飛行場へ移転し、運用を開始した。

現在、航空総隊司令部及び関連部隊として、航空総隊司令部、航空戦術教導隊司令部、作戦情報隊、作戦システム運用隊、横田気象隊、横田地方警務隊の6つの部隊がある。

また、移転に合わせ、日米司令部組織間が日

本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすための共同統合運用調整所を設置し運用を開始した。

4 CV-22 オスプレイの配備

平成27年5月11日、米国政府から日本政府に対し、平成29年後半から空軍仕様のCV-22 オスプレイを横田基地に配備する旨の接受国通報があり、翌12日に米側が最初の3機を平成29年後半に配備し、平成33年（2021年）までに計10機を配備する予定であることを公表した。

都は、翌13日、国に対し、CV-22 オスプレイの配備については、国の責任において地元自治体や周辺住民に対して十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけるよう要請を行った。

平成27年10月15日、国は、米側が作成した「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表した。

その後、平成29年3月14日に、米国政府から、CV-22 オスプレイの横田基地配備について、2020年米会計年度（2019年10月～2020年9月）へ配備予定を延期するとの発表があった。

さらに、平成30年4月3日、米国は、平成29年に発表したスケジュールを変更し、平成30年夏頃に、CV-22 オスプレイ5機を横田飛行場に配備すると公表した。また、今後数年間で段階的に計10機のCV-22 オスプレイと約450人の人員を配備するとした（資料33、34、37及び40）。

これに基づき、平成30年10月1日、CV-22 オスプレイ5機が横田飛行場に配備され、令和3年7月6日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして1機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は同年7月

20日に公表した。また、国は、令和7年10月28日、米側より、令和7年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和5年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のCV-22 オスプレイ1機の代わりとして配備された、残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機のCV-22 オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明があった、と公表した（資料42及び44）。

また、令和元年7月1日、運用部隊が、第21特殊作戦中隊及び第753特殊作戦航空機整備中隊に変更され、令和6年6月、「第753特殊作戦航空機整備中隊」は「第21特殊作戦航空機整備中隊」へ名称が変更された。

都は、CV-22 オスプレイの配備計画発表以降、国及び米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供、安全対策の徹底、生活環境への配慮などについて、複数回にわたって要請を行った（資料35、36、38、41、43及び45）。これに対し、米国は、CV-22 オスプレイの飛行運用に際しては、MV-22 オスプレイに関する日米合同委員会合意を含む既存の全ての日米合意を遵守する旨、明言している（資料32）。

5 横田基地の軍民共用化への取組

空港法では、自衛隊や米軍が管理する飛行場で公共の用に供するものとして政令で定めるものを「共用空港」と規定しており、現在、民間航空が米軍機と共用している共用空港は三沢飛行場（青森県）、岩国飛行場（山口県）がある。

横田基地における民間航空利用の実現に向けて、都は、国提案など取組を進めている。

* 横田基地の軍民共用化については、p. 74を参照

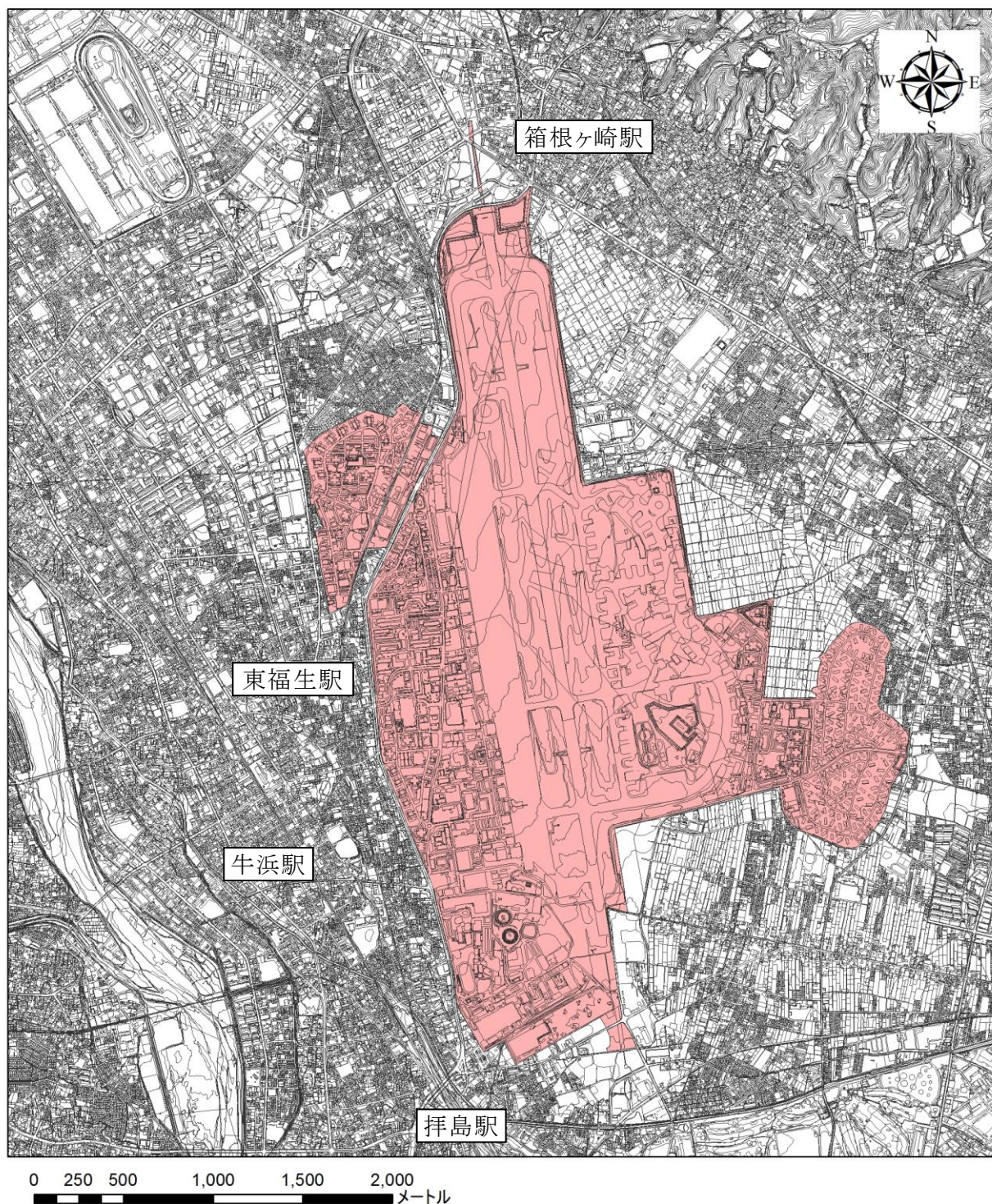
6 横田空域及び管制業務の返還

東京の西の空には、在日米軍が管理する「横田空域」が一都九県にまたがる広大なエリアに広がっている。

都は、かねてより、同空域及び管制業務の返還を国に働きかけており、平成20年9月には一部返還が実現し、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成31年1月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和2年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。今後とも、横田空域及び管制業務の早期全面返還の実現と、同空域の活用による首都圏空域の効率的な運用を図るよう、国に働きかけていく。

* 横田空域の返還については、p. 75～76を参照

横田飛行場位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭15	旧陸軍飛行場第5連隊（立川）付属多摩飛行場として設置
20. 9. 6	米軍が接収
25. 6	朝鮮戦争勃発（～28年7月）、この時期から、軍用機のジェット化に伴い、滑走路が拡張される
35	滑走路が延長され、オーバーランを含め現在の規模となる
36. 2	昭島市、福生町、村山町、砂川町、瑞穂町の1市4町が「横田基地爆音対策協議会」を結成
38.12	横田基地爆音対策協議会及び保谷町議会は、米軍のF105 戦闘機の横田移駐反対を決議し、都に要望書を提出
39. 4.17	日米合同委員会において、横田飛行場における航空機騒音の軽減措置について合意
42.10.20	都は、F-4ファントム機配備反対に関する要望書を国に提出
46. 8.19	日米合同委員会において、グラントハイツ及び武蔵野住宅地区の施設を基地東側弾薬庫跡地へ移転することに合意
47. 8. 5	都は、国に対し、基地内都有地の使用を不許可とし、明渡しを請求
9.22	都は、国を相手として東京地裁に基地内都有地の明渡し請求を提訴
	国は、都に対し、都有地使用不許可処分について審査請求
48.10	米空母ミッドウェーが横須賀を事実上の母港化
48. 1.23	第14回日米安全保障協議委員会において、関東計画に基づき空軍施設を横田飛行場に集約することに合意
49. 3	昭和40年から始まった、滑走路南側の昭島市堀向地区住民570世帯の移転が完了
11. 7	在日米軍司令部及び第5空軍司令部が府中空軍施設から移転
50. 3.10	政府は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、横田基地を特定防衛施設に指定
7.19	立川・横田基地対策協議会は、第345戦術空輸部隊の移駐中止を決議
9	C-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が沖縄から移駐
51. 4.28	住民は、国を相手に夜間飛行の差止め及び損害賠償請求を東京地裁八王子支部に提訴（第1次公害訴訟）
52.11.17	第2次公害訴訟提訴
53. 5.13	国は、都知事の都有地使用不許可処分審査請求裁決不作為違法確認の訴えを東京地裁に提起
54. 2.19	東京地裁は、「裁決不作為は違法」と判決
2.23	日米合同委員会において、国道16号線拡幅用地として基地の一部返還合意
4.27	上記の代替として、国有地約3.2ha（住宅施設建設用地）を追加提供
9.13	法務省入国管理事務所から庁舎新設用地として約750㎡の返還申請があり、昭和55年9月16日米側が条件付きで返還に同意
10. 8	基地内都有地明渡し訴訟取下げ
55. 8.29	熊川交差点拡幅用地として南側アプローチ用地約740㎡を返還
56. 7.13	第1次・第2次公害訴訟第一審判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
8.13	法務省入国管理事務所の建物用地約750㎡を返還
57. 7.21	第1次・第2次訴訟団の家族605名からなる第3次公害訴訟提訴
58. 1. 5	米海軍空母艦載機の飛行訓練が始まる
10. 8	都市計画局長と環境保全局長連名で、関係政府機関に空母艦載機の飛行訓練について、住民への配慮を要請
60. 9.10	国道16号線の拡幅用地約39,000㎡を返還
62. 7.15	第1・第2次公害訴訟控訴審判決（損害賠償額積み増し、夜間飛行差止め却下）
63. 9.20	進入灯保安用地として国有地約230㎡の追加提供が閣議決定

平成. 3. 15	第3次公害訴訟判決（損害賠償認容、夜間飛行差止め却下）
12	太平洋地域におけるC-130部隊を整理統合し、第374戦術空輸航空団を編成
3. 7. 3	都知事は、米軍当局と政府関係機関に対し、空母艦載機の飛行訓練中止を要請
7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て横田飛行場と多摩サービス補助施設の早期返還への尽力を要請
7. 10	昭島市長は、知事宛て横田基地の民間空港化及び共同使用化に反対する要請書提出
9. 11	空母インディペンデンスが、空母ミッドウェーに代わり米海軍横須賀基地に配備
12	2区8市の議会から知事宛て横田基地等の返還を求める意見書提出
4. 4	第374空輸航空団が再編され、基地の管理部隊として活動開始
5. 10. 25	横田基地内において貯油タンク内の航空機燃料が漏出したことが判明
11. 18	日米合同委員会において、横田飛行場における夜10時から朝6時までの飛行制限合意
6. 3. 31	第3次公害訴訟東京高裁判決（原告、被告ともに上告せず確定）
12. 12	第4次公害訴訟提訴
8. 4. 10	住民は、国及び米国政府を相手とした新横田基地公害訴訟1次提訴
5. 27	都知事は、横田基地周辺等を視察し、あわせて横田基地周辺市町長と会談
11. 11	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（5市1町協議会）発足
9. 2. 12	住民は、新横田基地公害訴訟2次提訴
2. 17	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、横田基地対策に関して要請（総合要請）、（平成8年度横田基地対策に関する要望書）
10. 29	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、平成9年度総合要請実施。以降、毎年度同時期に実施
10. 3. 27	都議会は、「横田基地及び厚木基地周辺の総合的な航空機騒音防止対策の推進に関する意見書」を国に提出
4. 20	住民は、新横田基地公害訴訟3次提訴
8	空母キティホークが、空母インディペンデンスに代わり米海軍横須賀基地に配備
11. 4. 23	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の返還を歓迎し軍民併用に反対する要望書を提出
6. 2	都知事が基地及び基地周辺を視察、5市1町協議会臨時会を開催
6. 3	武蔵村山市長は、都に対し、横田基地の共用化に当たり騒音等環境問題への配慮、基地周辺の整備等を求める要望書を提出
6. 23	昭島市長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要望書を提出
6. 28	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
10. 27	都は、返還までの対策として、横田基地の民間機就航を国に要請。民間航空機が就航した場合を想定した「横田基地に関する調査・概況調査報告書」を発表
11. 24	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の共用化推進に反対する要望書を提出
25	「横田基地の民間利用を考える会」（第1回）を開催 昭島市長は、都に対し、「横田基地の民間利用を考える会」の発足は軍民共同利用を推進するものであるとして、遺憾の意を表明する要望書を提出
12. 2	立川市長は、都に対し、横田基地の軍民共用化推進は容認できないとして、要望書を提出
12. 5. 17	「横田基地の民間利用を考える会」（第2回）を開催
8. 24	住民は、新横田基地訴訟4次提訴

10. 6	「横田基地の民間利用を考える会」(第3回)を開催
30	多摩地区の7商工会議所及び23商工会が「第3回多摩経済サミット」を開催し、横田基地の共同利用等に関する共同宣言を採択
11. 1	東京都商工会連合会は、都に対し、横田飛行場の民間航空利用の早期実現を求める要望書を提出
8	5市1町協議会は、国及び米軍に対し、基地問題の解決のために、新たに基地の整理・縮小・返還も含めた対策を求めていることで合意(22日から要請実施)
13. 1. 29	昭島市長は、都に対し、横田基地の民間空港利用に反対する要請書を提出
	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に反対する陳情書を提出
3	滑走路改修工事開始
3. 29	都議会は、横田空域の返還を求める意見書を可決
6. 25	都は、横田空域及び管制業務の返還を初めて国に要請
8	東京都町村会及び町村議会議長会は、「平成14年度東京都予算編成に対する要望事項」を提出し、横田基地の軍民共用化を推進しないよう要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(1回目)
11. 12	都内中小企業6団体が「中小企業再生フォーラム」を開催し、横田基地の民間利用促進等を求める決議を採択
12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
14. 1. 23	「横田基地の民間利用を考える会」(第4回)を開催
4. 12	新横田基地騒音公害訴訟第1次上告審判決(対米国政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第1～3次第一審判決(対日本政府分)
5. 30	新横田基地騒音公害訴訟第2・3次第一審判決(対米国政府分)
6	滑走路改修工事終了
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(2回目)
10.	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、訪米し、米国政府要人等と会談
15. 5. 13	第4次横田基地騒音公害訴訟第一審判決
5. 23	日米首脳会談で、軍民共用化について検討することで合意
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(3回目)、周辺5市1町参加
9	C-9ナイチンゲールが退役。それに伴い、C-9が所属する第374運用群・第374航空医療搬送中隊が解散
11	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、ハワイで米太平洋軍司令官と会談
12. 17	政府関係省庁と都は、軍民共用化について実務レベルで協議する「連絡会」を設置
16. 5. 17	瑞穂町長及び町議会議長は、都に対し、米軍横田基地の軍民共用化に反対する抗議文を提出
5. 20	昭島市長及び昭島市議会議長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用に反対する要請書を提出
5. 28	関東地方知事会は、「横田飛行場の民間航空利用等の早期実現」(横田空域と管制業務の返還を含む。)を国に要請
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(4回目)、周辺5市1町参加
9. 30	瑞穂町長は、都に対し、横田基地の軍民共用化に関する情報提供について要請文を提出
12	首都圏整備促進協議会が、国への「首都圏整備事業推進に関する要望」の中で、横田基地の民間航空利用の早期実現を要望(以降、令和7年度まで毎年度要望)
17. 9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用(5回目)、周辺5市1町参加
9. 30	財団法人統計研究会の主催で「横田の民間航空利用の効果を検証する公開シンポジウム」を開催

10. 20	横田飛行場に係る第一種区域等の指定及び指定解除が告示
11	都知事は、軍民共用化について理解を求めるため、渡米し、米国防副次官補と会談
11. 28	多摩地域商工会・商工会議所 26 団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
11. 30	新横田基地騒音公害訴訟第 1～3 次控訴審判決(対日本政府分)
18. 5. 1	日米両政府において「再編実施のための日米のロードマップ」が出され、航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場への移転、横田空域の一部返還、軍民共同使用の具体定な条件や態様に関する検討、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討の実施が明記された。
5. 17	地元青年会議所の主催で「未来へ TAKE OFF!」～横田から東京が変わる～を開催
5	都が首都大学東京と連携し「軍民共用具体化検討委員会」設置
5. 25	JAL と ANA が国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
7. 7	昭島市長、昭島市議会議長及び基地対策特別委員長は、都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（6 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 28	横田空域の一部について、横田ラプコンが必要としないとき、従来と比較して 2,000 フィート低い高度で横田空域を通過する運用を開始
10. 12	日米両政府において軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する実務的な検討組織であるスタディグループが立ち上がった。
10. 27	横田空域のうち、日本側に返還される空域について日米合同委員会で承認され、日米両政府で合意
19. 1. 5	米軍第 13 空軍の第 1 分遣隊が設置
5. 18	教育訓練及び調査研究を目的として、横田ラプコン施設へ自衛隊管制官が配置
5. 30	八都県市首脳会議が、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現について、国に要望することを決議
6. 8	八都県市首脳会議において横田飛行場の民間航空利用や横田空域及び管制業務の全面返還の早期実現に向けた要望書を内閣総理大臣及び関係大臣に提出
6. 12	昭島市長は、八都県市首脳会議及び都に対し、横田基地の軍民共同使用について要請書を提出
6. 13	瑞穂町長は、八都県市首脳会議及び都に対し、横田飛行場の民間航空利用等の早期実現についての要望書の提出に対する抗議を提出
6. 21	国土交通省の交通政策審議会航空分科会が、共用化に向けた取組を積極的に推進する必要があると答申
7. 12	日米合同委員会において、自衛隊航空総隊司令部庁舎施設等の用地として約 20,000 m ² を共同使用することが合意された。
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（7 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 8	総理大臣が米大統領に共用化の実現に向けた検討について協力を要請
10. 19	都知事が軍民共用化の早期実現について駐日米国大使に協力を要請
11. 2	国連軍後方司令部がキャンプ座間から横田飛行場へ移転
11. 8	外務大臣が米国防長官と会談し、軍民共用化に関する日米協議を継続していきたいと発言
20. 3. 27	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
7	第 4 次横田基地騒音公害訴訟第二審判決
8. 31	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（8 回目）、周辺 5 市 1 町参加
9. 25	横田空域の一部返還が実現
	原子力空母ジョージ・ワシントンが、空母キティホークに代わり米海軍横須賀基地に配備
10. 29	関東地方知事会において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の全面返還を国に要望することを決議

11. 12	八都県市首脳会議において米新政権下における横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域及び管制業務の全面返還を国に要望することを決議
21. 2. 10	日米合同委員会において、一部土地（483 ㎡）を道路用地として瑞穂町と共同使用することを合意
21. 4	第4次横田基地騒音公害訴訟上告棄却
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（9回目）、周辺5市1町参加
11. 18	八都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還を重点取組の一つとする「日本再生の成長エンジンである首都圏の権能強化」を国に要望することを決議
22. 8. 3	首都圏連合フォーラムが、横田空域の返還及び横田基地の軍民共用化に向けた重点的な取組を含めた「首都圏の社会資本整備に関する提言」を国に提出
8. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（10回目）、周辺5市1町参加
11. 15	九都県市首脳会議が横田基地の軍民共用化の早期実現や横田空域の早期返還の実現を含めた「首都圏の航空政策に関する提言」を国に提出することを決議
11. 18	横田基地の活用を含めた「首都圏におけるビジネス航空受入れ体制強化に向けた取組方針」を策定
11. 25	九都県市首脳会議が、横田基地の軍民共用化に向けて重点的に取り組むよう国に提言
12. 17	「横田基地軍民共用化推進セミナー」の開催
23. 3. 11	東日本大震災発生 米軍が「トモダチ作戦」を展開（横田基地に作戦司令部が設置される）
10. 29	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（11回目）、周辺5市1町参加
24. 3. 26	航空自衛隊航空総隊司令部が横田基地へ移転し、運用開始
4. 13	都知事が米国務次官補に、共用化の早期実現を要請
4. 30	日米首脳会談で総理大臣から米大統領に、共用化の検討を要請
7. 17	共用化に関する政府関係省庁と都による局長級会議開催
9. 1	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（12回目）、周辺5市1町参加
10. 23	関東地方知事会が、横田基地の軍民共用化や横田空域及び管制業務の早期全面返還に向けて重点的に取り組むよう国に提言することを決議
12. 12	第9次横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
25. 3. 26	第2次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
7. 31	横田基地公害訴訟提訴（第2次新横田 第2陣）
10. 11	瑞穂町は、道路として一部土地（483 ㎡）の共同使用を開始
10. 24	関東地方知事会が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
11. 23	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（13回目）
11. 12	九都県市首脳会議が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた支援に係る国への要望の中で、共用化の早期実現の要望を決議
26. 7	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間取りまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として議論
8. 30	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（14回目）、周辺5市1町参加
10. 22	関東地方知事会が「日本の成長を支える国際政策の取組について」の国への要望の中で、共用化及び横田空域返還の早期実現の要望を決議
27. 2. 2	多摩地域商工会・商工会議所28団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
5. 12	米国防省は2017年後半から2021年までにC V-22 オスプレイ計10機を横田基地に配備する計画を発表

8. 6	都と横田基地第 374 空輸航空団は、日米合同委員会合意に基づく災害準備時基地立入りに係る協定を締結
10. 15	国は、米側から提供を受けた「C V-22 の横田飛行場配備に関する環境レビュー」を公表
10. 21	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
28. 4. 14	熊本地震発生 在日米軍が災害救援活動を実施（横田基地第 374 空輸航空団が航空機を派遣）
5. 12	関東地方知事会が「関東圏における交通ネットワークの強化について」の国への要望の中で、横田飛行場の活用など、将来を見据えた首都圏空港の機能の更なる強化に向けた検討促進や、横田空域の返還の早期実現の要望を決議
9. 4	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（15 回目）、周辺 5 市 1 町参加
29. 3. 14	米国防省は C V-22 オスプレイの配備を 2020 米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）に延期することを発表
5. 1	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開（平成 29 年 10 月まで）
9. 3	都は、総合防災訓練の会場として当施設を使用（16 回目）
10. 11	第 2 次新横田基地公害訴訟第一審判決
30. 4. 3	在日米軍が C V-22 オスプレイの横田飛行場配備について発表
10. 1	5 機の C V-22 オスプレイが横田飛行場に配備
11. 30	第 9 次横田基地公害訴訟第一審判決
31. 1. 28	「国と東京都の実務者協議会」において、東京 2020 大会期間中の横田基地の民間航空利用について協議することを合意
1. 29	羽田空港の新飛行経路運用のため、横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と基本合意
令 1. 6. 6	第 2 次新横田基地公害訴訟第二審判決
8. 5	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（令和元年 10 月 2 日に帰投）
10. 15	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 1. 23	第 9 次横田基地公害訴訟第二審判決
5. 30 頃	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 2 年 10 月まで）
9. 14	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出
2. 12. 9	第 2 次新横田基地公害訴訟上告棄却
3. 1. 27	第 9 次横田基地公害訴訟上告棄却
3. 5 月下旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 3 年 10 月まで）
3. 7. 6	横田基地に C V-22 オスプレイ 1 機が到着
3. 7. 20	7 月 6 日に、既に配備されている部隊に追加されるものとして C V-22 オスプレイ 1 機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は公表
4. 3. 18	多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が、都に「横田飛行場の民間利用促進に関する要望書」提出（以降、令和 7 年度まで毎年度提出）
4. 5 月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始（令和 4 年 10 月まで）
4. 6. 20	第 3 次新横田基地公害訴訟原告団が国を提訴
7. 25	「国と東京都の実務者協議会」において、横田基地の民間航空利用について協議することを合意

5. 5 月中旬	米空軍のグローバルホークが横田基地に一時展開開始
6. 10. 4	令和 6 年 8 月 30 日、横田基地の消火訓練エリアから、(PFOS 等を含む) 泡消火薬剤の残留が含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの通知
6. 12. 4	横田飛行場に在日米宇宙軍が新編
7. 5. 14	横田飛行場における PFOS 等を含む貯水池の残水の処理に関し、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取
7. 6. 7	横田基地に C V-22 オスプレイ 1 機が到着
7. 9. 5	UH-1N ヒューイが退役
7. 10. 28	令和 7 年 6 月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和 5 年 11 月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属の C V-22 オスプレイ 1 機の代わりとして配備されたなどとの説明があったと、国は公表

IV 多摩サービス補助施設(Tama Service Annex)

(令和8.1.1現在)

所在地	多摩市 稲城市
土地面積	1,948,345㎡(国有)
施設内容	施設番号
	管理部隊
	使用部隊
	用途
	共同使用
	FAC3019
	米空軍第374空輸航空団
	各軍
	レクリエーション施設(ゴルフ場、キャンプ場等)
	東京都、JR東日本(株)

1 基地の沿革

当施設は、昭和13年に旧陸軍造兵^{しょうへい}廠^{しょう}火工^{しょう}廠板橋製造所多摩分工場として開所され、昭和21年に米軍が接收し、弾薬庫として使用したことから、長らく「多摩弾薬庫」の名で呼ばれた。

米軍は、昭和42年以降、弾薬の製造を中止し、昭島住宅地区(44年返還)のゴルフ場を移設するなど、レクリエーション施設としての整備を進めた。

昭和44年9月、町立稲城中央病院の敷地として約12,000㎡が返還され、昭和48年12月、公園用地として施設東側の約556㎡が返還された。

昭和52年10月には、「多摩サービス補助施設」と名称を変更し、今日に至っている。

平成7年9月には、日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用(約4,200㎡)することが合意された。

さらに、施設の北側を通る東京都道41号稲城日野線(通称「川崎街道」)の拡幅整備(昭和39年都市計画決定)に伴い必要となる基地内の約23,000㎡の用地取得について、平成2年以降各方面と折衝を続け、平成10年2月に開催された日米合同委員会において返還が承認され、平成12年12月に返還された。

平成18年7月には、返還までの間、稲城市が緑地公園として一部共同使用(約4,700㎡)することが日米合同委員会で合意された。

平成29年8月31日には、稲城市が公園とし

て共同使用していた土地が一部返還された。

(約8,800㎡)

2 基地をめぐる動き

都は、稲城・多摩両市と数次にわたり協議し、多摩丘陵に連なる自然環境を保全しながら、スポーツ、ピクニック、キャンプ場として利用する計画(多摩弾薬庫の跡地利用基本構想)を作成し、昭和47年4月、国の関係機関に対し、早期返還と跡地利用について要請した。また、50年代には、昭和天皇在位50周年記念公園にするよう地元市から要請が行われた。

平成3年1月には、東京都多摩振興構想懇談会において、21世紀の多摩地域のシンボル施設として、科学・芸術・教育等の諸文化が交流できる総合的文化都市公園等とするなど、その利用について関係機関と協議を進めていく必要があると答申されている。

平成11年6月、都は、国に対し、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、返還までの対策として横田飛行場及び当施設の共同使用を要請した。また、10月には、当施設について、広く都民開放すべく直ちに返還されるよう、改めて国に要請した。以来、国に対し、継続して即時返還を働きかけている。

〔多摩弾薬庫の跡地利用基本構想〕

① 基本的な考え方

自然的条件を最大限に活用し、全都民の利用を対象とした総合的な大森林公園とする。

② 基本構想

- ・ 自然的環境を保全し、自然の中でスポーツ、ピクニック、キャンプ等屋外レクリエーションが楽しめるようにする。
- ・ 西側の多摩丘陵地に連なる緑のネットワークの重要な拠点として、その保全を図る。
- ・ 多摩川から多摩ニュータウンを経て明治の森高尾国定公園に至るサイクリングロードの基地とする。

③ 土地利用計画

- ・ ゴルフ場地区

起伏ある芝生地を有効に利用し、ピクニック・運動施設のほか、中央管理サービス施設を設ける。

ア ゴルフコース区域

ピクニック広場、運動施設、管理サービス施設等

イ 樹林区域

展望施設、宿泊施設(国民宿舎など)等

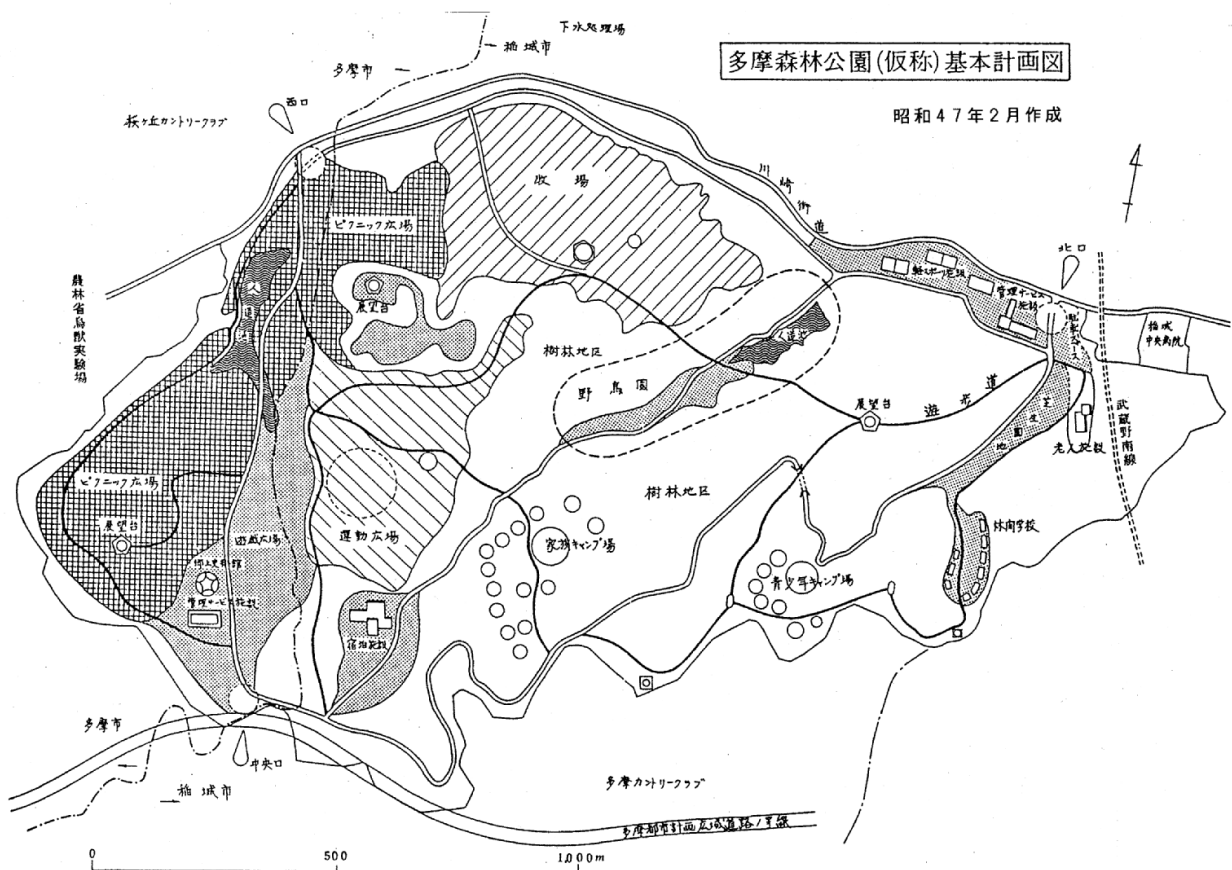
・ キャンプ場地区

ア 平坦地区

合宿施設(林間学校など)、軽運動施設、管理サービス施設等

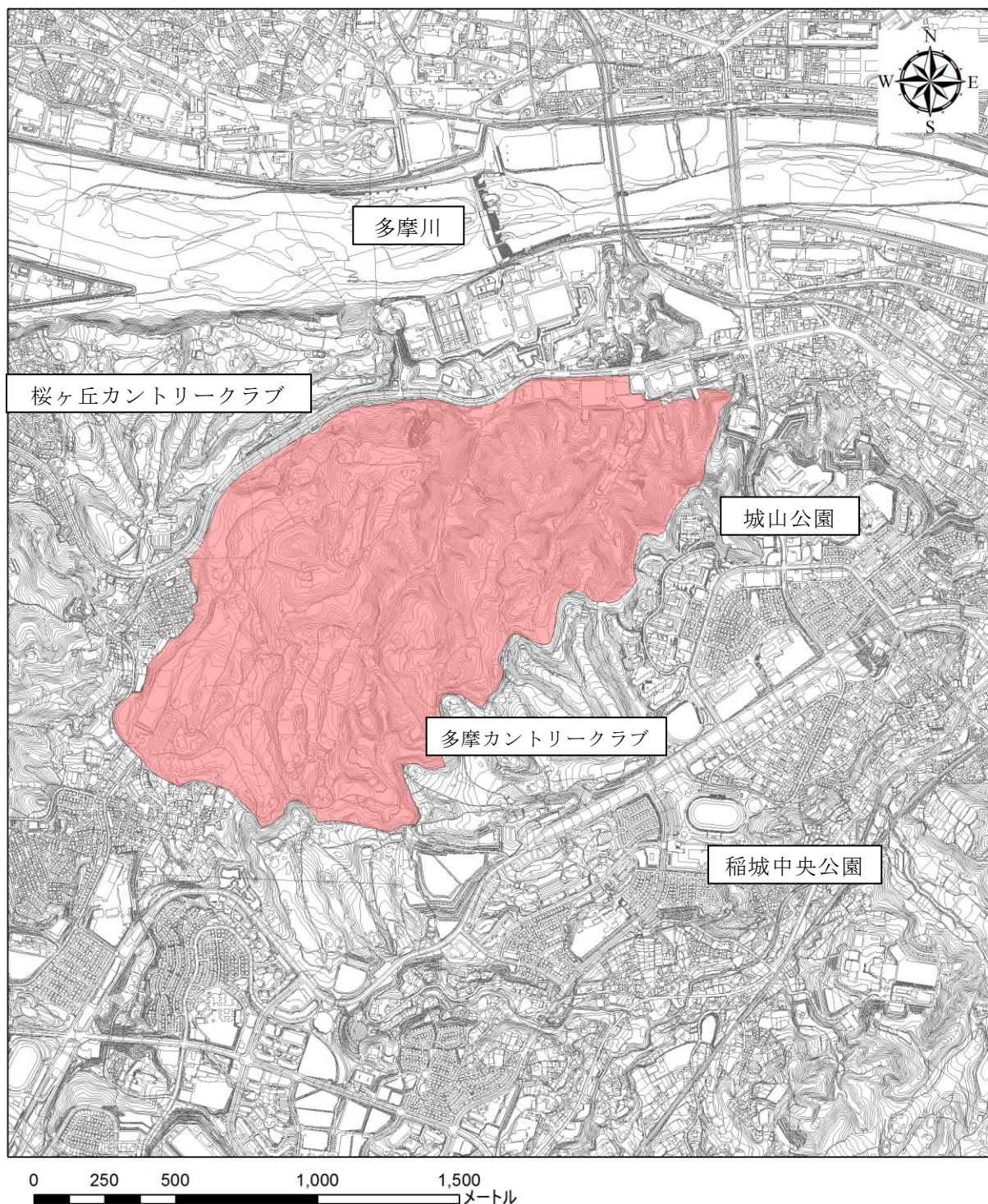
イ 樹林地区

キャンプ場、野鳥園、自然探勝路等



多摩弾薬庫の跡地利用基本構想

多摩サービス補助施設位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1 : 2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭13. 11. 1	旧陸軍造兵 ^{しょう} 廠 ^{しょう} 火工 ^{しょう} 廠 ^{しょう} 板橋製造所多摩分工場として開所
21. 11	米軍が接收し、空軍の弾薬庫として使用
40. 12. 28	当施設区域を除き、多摩ニュータウン計画を決定告示（建設省）
44. 8. 14	日米合同委員会において、武蔵野南線用地として一部共同使用を合意
9. 12	町立稲城中央病院敷地として一部返還（約12,000㎡）
9	昭島住宅地区のゴルフ場を移設
46. 7. 28	都及び多摩、稲城両町は、跡地利用計画の連絡会議を開催
47. 2. 24	都は、多摩弾薬庫跡地利用の基本構想を決定
4. 20	都は、国の関係機関に多摩弾薬庫の返還促進と跡地利用の要請書を提出
48. 4. 25	都は、重ねて国の関係機関に返還の促進を要請
12. 14	基地東側の一部（稲城市公園拡張用地）を返還（約556㎡）
49. 10. 11	稲城市議会は、国の総合グラウンド用地として弾薬庫跡地の一部開放を要望
50. 6. 23	多摩市議会は、多摩弾薬庫対策特別委員会を設置
10. 5	稲城市議会は、基地跡地三分割有償払下げ方針に反対する意見書を国に提出
51. 11. 9	多摩市長は、国の関係機関に天皇在位50年記念公園の建設を陳情
52. 1. 25	稲城市議会と多摩市議会は、国の関係機関に記念公園誘致の要望書を提出
10. 6	「多摩サービス補助施設」と名称変更
54. 4. 12	南多摩ニュータウン協議会（関係5市）は、国の関係機関に基地の早期返還と公園建設の事業化に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
8. 29	多摩市議会と稲城市議会は、国の関係機関に昭和記念公園建設促進に関する要望書を提出
54. 11. 8	日米合同委員会において、三沢川と多摩川を結ぶ地下分水路用地として一部共同使用を合意（約5,100㎡）
55. 3. 7	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
4. 8	都知事が、多摩ニュータウン視察の途中、基地のゴルフ場部分を視察
56. 10. 2	稲城市議会は、返還請願を全会一致で採択し、国の関係機関へ早期返還に関する意見書を提出
11. 12	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
平 3. 7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を要請
10. 1	稲城市議会は、都知事宛て早期返還に関する意見書を提出
7. 9. 21	日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用（約4,200㎡）することを合意
8. 5. 27	都知事が、横田飛行場と合わせて、当施設の川崎街道拡幅予定地域を視察
9. 3. 12	都は、川崎街道の拡幅に必要な用地23,262㎡に関する返還申請を、大蔵大臣及び東京防衛施設局長宛て提出
10. 2. 26	日米合同委員会において、川崎街道の拡幅に必要な用地の返還を合意
11. 6. 16	都は、返還までの対策として、横田飛行場及び多摩サービス補助施設の共同使用を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と、多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
9. 17	都知事が当施設を視察
10. 15	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう必要な措置を執ることを要請。以降、現在まで、半年に一度、同内容を要請
12. 16	南多摩ニュータウン協議会は、都知事に対し、多摩サービス補助施設の早期返還・公園整備と、返還までの当面の対応として共同使用の推進に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
12. 12. 21	川崎街道拡幅用地として一部返還（約23,000㎡）
13. 12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
18. 7. 14	日米合同委員会において、稲城市が緑地公園として、一部共同使用（約4,700㎡）することを合意
29. 8. 31	稲城市との共同使用地について一部返還（約8,800㎡）

V 大和田通信所 (Owada Communication Site)

(令和8.1.1現在)

所在地		清瀬市（埼玉県新座市）
土地面積		東京都分247,227㎡(民有172,640㎡、公有82㎡、国有74,504㎡) 全区域1,199,442㎡(民有711,043㎡、公有45,230㎡、国有443,170㎡)
施設内容	施設番号	FAC3056
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	米空軍第374通信中隊
	用途	通信（通信施設）
	共同使用	清瀬市、新座市、東京電力パワーグリッド(株)、 NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ

1 基地の沿革

当施設は、昭和15年、旧海軍気象通信所として開設された。昭和25年に米軍が接收し、現在、米空軍第374通信中隊が受信施設として使用している。清瀬市と埼玉県新座市にまたがる施設である。

当施設の区域は大部分が民有地であり、国が土地所有者と賃貸借契約を結び米軍に提供して

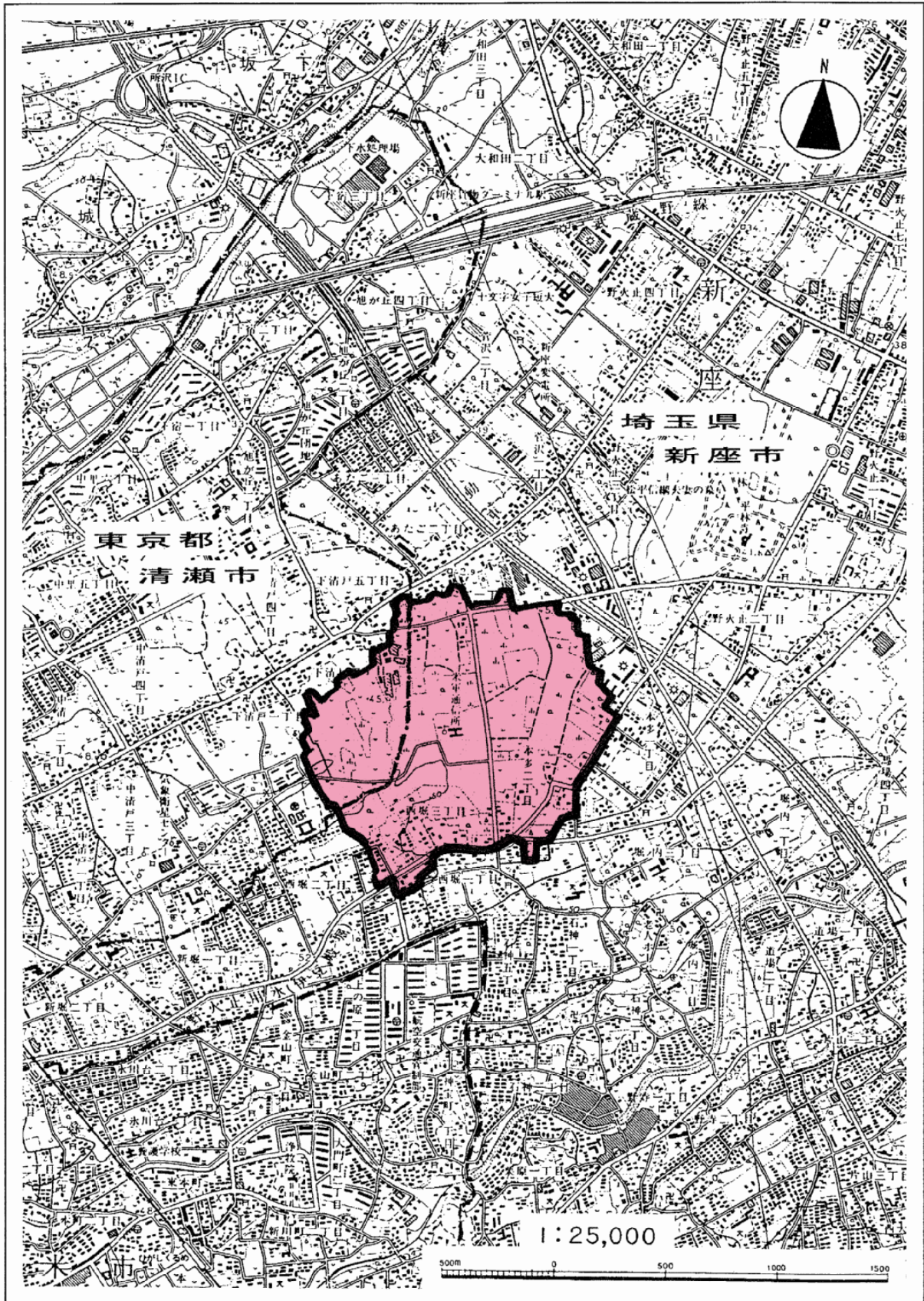
いる。現在、無線操作局舎のほか、HT0/LT0アンテナ等がある。

区域内では、専用地区を除き地元住民による農耕等も行われており、道路の通行等も自由である。

《 経 緯 》

昭15	旧海軍気象通信所として設置
20	大蔵省が引継ぎを受けた後、気象庁に所管換
25	米陸軍が接收
35	米空軍の管理に移行
55	アンテナ18基（72本）を撤去
56. 6. 30	ヘリポートを設置
58. 11. 30	日米合同委員会において、アンテナ建設用地約43,800k㎡（5か所）の使用条件変更（専用地区）が合意され、アンテナ工事が実施される
平 3. 12. 25	清瀬市議会が、都知事あて横田基地及び大和田通信所の撤去を求める意見書提出
12. 4.	ロンビックアンテナを撤去
14. 9.	通信鉄塔及びパラボラアンテナを撤去
19. 6.	LPアンテナを撤去
25. 7.	経年劣化のため、HT0/LT0アンテナ1基を撤去
9.	HT0/LT0アンテナ1基を新設
11.	HT0/LT0アンテナ2基を新設

大和田通信所位置図



VI 硫黄島通信所(Iwo Jima Communication Site)

(令和8.1.1現在)

所 在 地		小笠原村
土 地 面 積		6,630,061㎡（民有2,244,426㎡、公有57,408㎡、 国有4,328,228㎡）
施設内容	施 設 番 号	FAC3181
	管 理 部 隊	米海軍厚木航空施設
	使 用 部 隊	米海軍第5空母航空団ほか
	用 途	通信（訓練施設）
	共 同 使 用	自衛隊、国立研究開発法人防災科学技術研究所

※土地面積には、地位協定第2条4項(b)に基づく共同面積を含む。

1 基地の沿革

当施設は、昭和43年6月小笠原諸島の日本復帰に伴い引き続き提供されたもので、付近を航行する船舶及び航空機が位置を確認するための電波を発信するロラン*局として、平成5年10月まで在日米軍沿岸警備隊極東支部が使用していた。その後、海上保安庁が航空の安全確保業務を行っていたが、平成6年10月、その業務を終了して引き揚げ、通信所としての通信鉄塔及び通信施設は平成6年に撤去された。

現在、米軍区域・施設としての硫黄島通信所には、FCLP（米空母艦載機着陸訓練）を行うための訓練施設のほか、いくつかの施設が現存し、訓練施設は、通信機能を備えている。

なお、米軍は、常駐していないが、同島に駐屯している海上自衛隊の揚陸場、滑走路等を自衛隊と共同使用している。

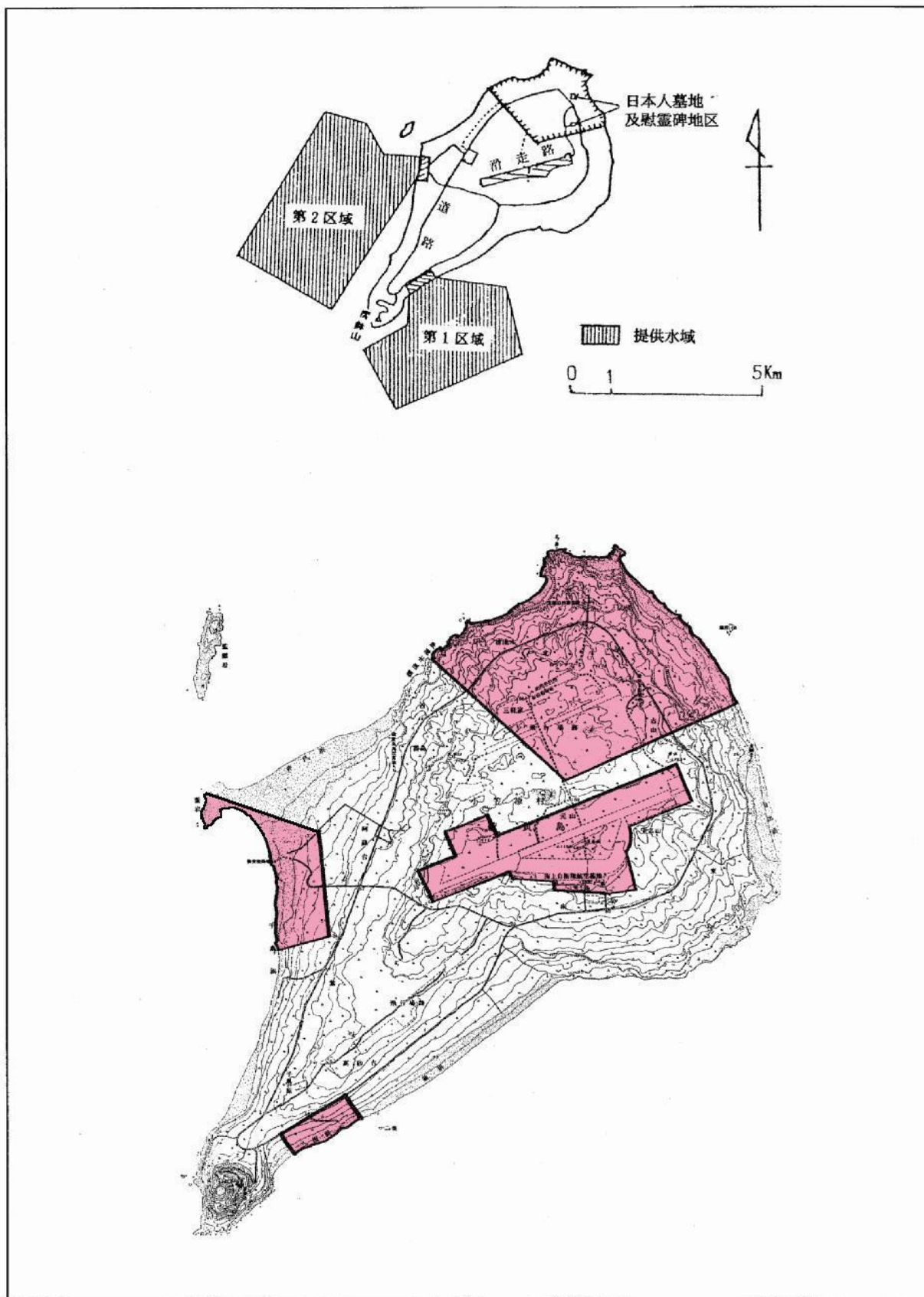
平成18年5月、在日米軍に係る「再編実施のための日米のロードマップ」において、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を平成21年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することが明記された。平成23年6月には、日米安全保障協議委員会共同文書の中で、馬毛島（鹿児島県西之表市）が恒常的訓練施設の候補地として選定され、令和元年12月以降、防衛省は、鹿児島

県西之表市馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町及び南種子町への説明を積み重ねている。令和3年2月、馬毛島における自衛隊施設整備の環境アセスメント手続きを開始した。令和5年1月には、西之表市長、中種子町長及び南種子町長などからの意見も踏まえた鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島島内での工事を開始した。

令和6年9月、国は、馬毛島の自衛隊施設の完成時期について、令和12年3月末の完成見込みとなったことを公表した。

* ロラン：LORAN（Long Range Navigation）電波航法の一つ。

硫黄島通信所位置図



《 経 緯 》

昭43. 6. 26	小笠原諸島の日本復帰に伴い既存の施設を提供
60. 11. 18	水陸両用訓練水域として約74k㎡の範囲が土地建物とは別に追加提供
平元. 1. 18	NLP*（米空母艦載機夜間着陸訓練）の暫定施設としての硫黄島使用を日米間で基本的了解
2. 3. 12	小笠原村議会が、夜間訓練の暫定利用実施の受入れを議決
3. 6. 25	航空機の飛行支援施設等用地として、国有地約8,100㎡、民公有地約4,100㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、国有地約638,000㎡、民公有地約296,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 5	硫黄島でNLP*を初めて実施
4. 10. 30	航空機の飛行支援施設等として、民有地約3,700㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
5. 1. 29	航空機の飛行支援施設等として、国有地約4,300㎡、民公有地約8,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、民公有地約15,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 7. 26	貯油施設等用地として、国有地約3,300㎡、民公有地約1,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
10. 2. 3	宿舎施設の用地として、国有地約370㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
14. 2. 4	NLP*は引き続き、NLP*暫定施設である硫黄島でできる限り実施することを日米政府了解
16. 12. 3	厚生労働省の硫黄島戦没者の碑（天山）区域の拡張整備用地として、民公有地約7,800㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
18. 5. 1	日米安全保障協議委員会（2+2）において「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）が示され、恒常的な空母艦載機離発着訓練（FCLP*）施設について検討を行うための二国間の枠組みを設けることに合意
19. 10. 30	下水道施設用地として、民有地約230㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
20. 9. 30	通信所の使用目的を「航空機の飛行支援施設等として提供する」から「航空機の訓練支援施設等として提供する」に変更することを閣議決定
26. 8. 29	防衛省のアンテナ施設用地として、国有地約90,000㎡、民公有地約14,000㎡を地位協定第2条第1項（a）により共同使用することを閣議決定
30. 3. 30	民有地約630㎡を一部返還

*現在では米空母艦載機によって行われる着陸訓練を「空母艦載機着陸訓練：FCLP(Field Carrier Landing Practice)」と言い、中でも夜間に行われる訓練を「夜間着陸訓練：NLP (Night Landing Practice)」と言う。

VII ニューサンノー米軍センター(New Sanno U. S. Forces Center)

所在地		港区
土地面積		7,243m ² (民有)
施設内容	施設番号	FAC3185
	管理部隊	在日米海軍横須賀基地
	使用部隊	各軍
	用途	その他(宿泊施設)
	建物	地上7階 地下1階
共同使用		港区

1 基地の沿革

当施設は、私有地に山王ホテル士官宿舎(昭和21年9月米軍が接收)の代替施設として建設され、提供されたものであり、現在は会議及び宿泊施設として使用されている。

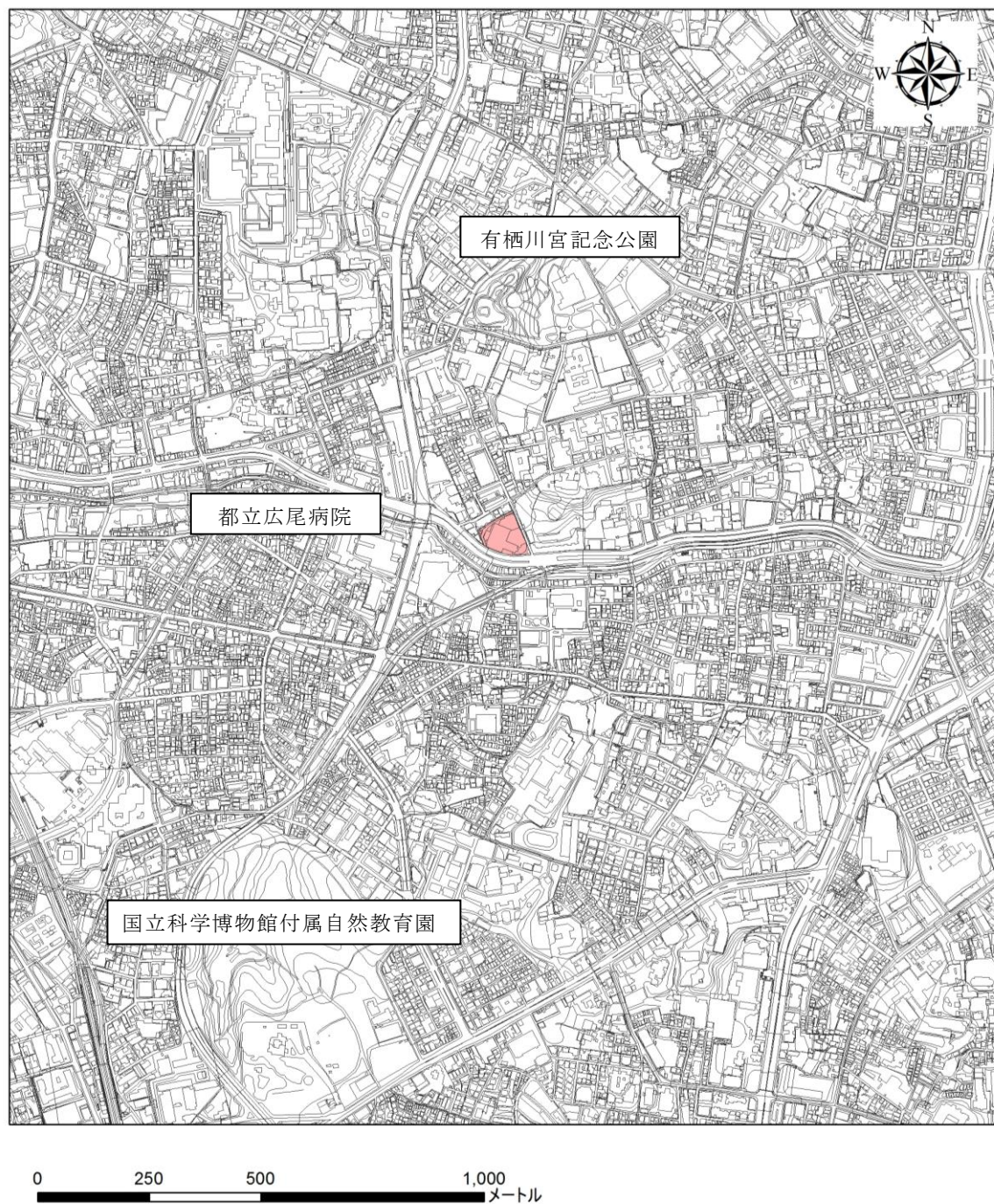
2 基地をめぐる動き

昭和58年11月、センターの健全な運営を図ることを目的として、国の関係機関、ニューサンノー米軍センターの代表、及び地域代表として地元町内会等をメンバーとする「ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会」が設置され、定期的に会合が開催され、米軍と地域住民との交流等について情報交換が行われている。

《 経 緯 》

昭 56. 6.	建築着工
58. 6.	完成
7. 1	提供について閣議決定
14	政府間協定
16	提供
11. 8	ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会が設置される。
平 24. 3. 8	日米合同委員会において、一部土地(約110m ²)を道路用地として港区と共同使用することを合意
25. 1. 24	港区は、道路として一部土地(約110m ²)の共同使用を開始

ニューサンノー米軍センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

VII 羽田郵便管理事務所 (Haneda Air Mail Control Activity Office)

(令和8.1.1現在)

所在地		大田区
土地面積		建物のみ
施設内容	施設番号	FAC3191
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	太平洋空軍
	用途	事務所

1 基地の沿革

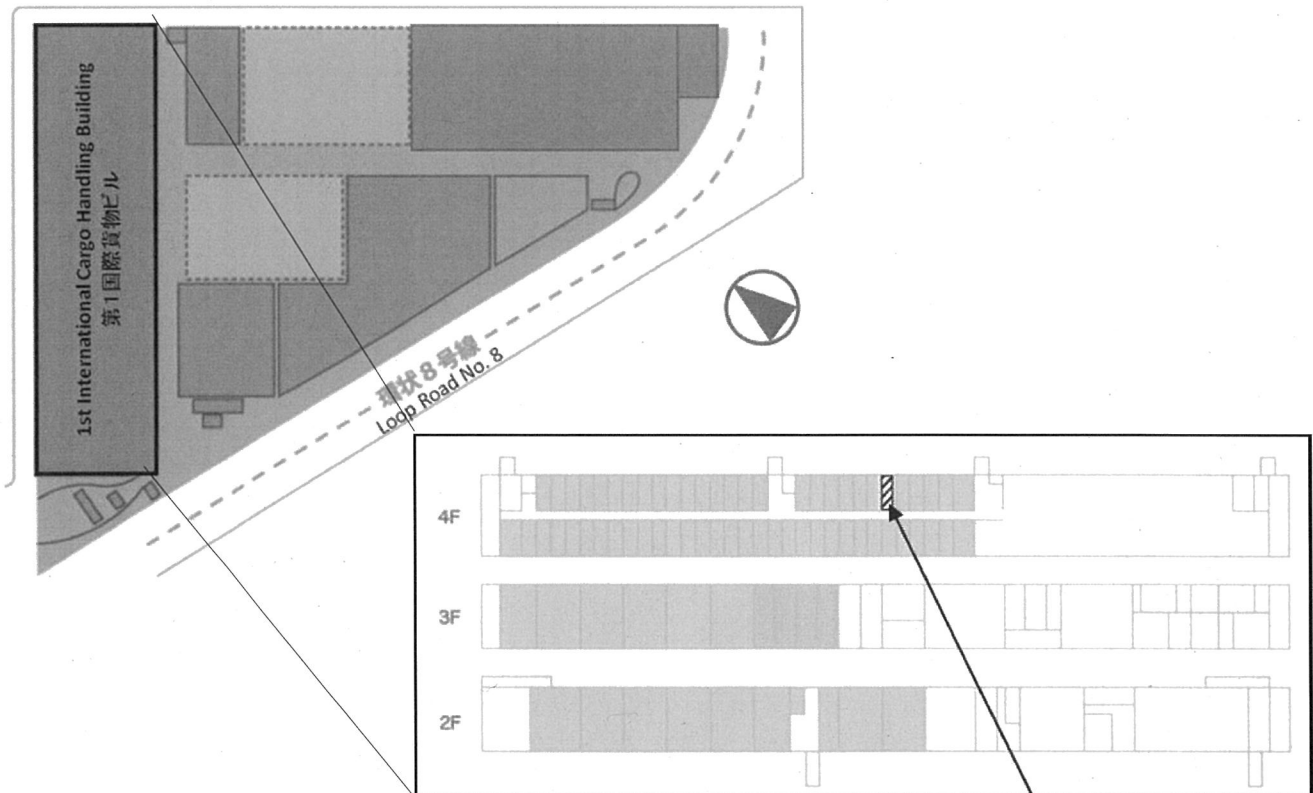
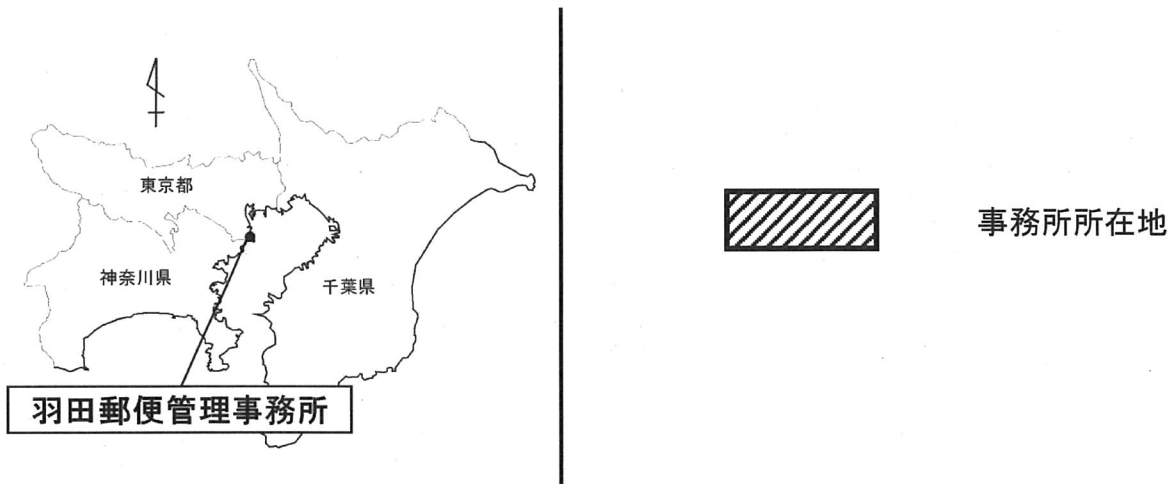
当施設は、令和2年から、羽田空港に到着する米軍郵便物の管理・連絡調整業務を行うため、東京エアカーゴターミナル株式会社が所有する建物の一部を日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍が限定使用している施設である。

羽田空港への国際便の増加により、国外から同空港への米軍航空郵便物の輸送量が増加したことを受け、設けられた。

《 経 緯 》

令 2.7.10	民間ビルの建物の一部を羽田郵便管理事務所として日米地位協定第2条第4項(b)に基づき使用することについて日米合同委員会で承認
----------	--

羽田郵便管理事務所位置図



羽田郵便管理事務所

第3 主な基地問題

I 航空機騒音問題

1 横田飛行場の航空機騒音問題

(1) 横田飛行場周辺の航空機騒音発生状況

横田飛行場に起因する航空機騒音は周辺住民にとって深刻な問題のひとつとなっており、都は、昭和53年から横田飛行場周辺の航空機騒音調査を行っている。現在は固定調査地点を4地点(昭島市、福生市、武蔵村山市及び瑞穂町に各1地点)と、分布調査地点を12地点設けて調査している(資料49)が、滑走路延長線上等で環境基準が達成されていない状況が続いている。

各固定調査地点における航空機騒音の状況をLden*でみると、「瑞穂」の地点は環境基準の57dBを上回っており、環境基準の地域指定を行った昭和53年以来、未達成の状況が続いている(資料50～52)。

また、分布調査地点についてみると、令和6年度では、12地点中1地点で環境基準に適合していない。(資料53)。

* Lden=時間帯補正等価騒音レベル

* 騒音発生状況等は「令和6年度航空機騒音調査結果報告書」(東京都環境局)による。

(2) 航空機騒音問題の経緯

横田飛行場は、朝鮮戦争(昭和25年6月から28年7月)及び軍用機のジェット化、大型化に伴い、大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となった。それに伴い、航空機の騒音も大きな問題となっていく。

昭和38年11月、日米合同委員会の下に在日米軍基地の騒音問題を検討するため航空機騒音対策分科委員会が設置され、この分科委員会から提出された勧告に基づき、昭和39年4月、日

米合同委員会は「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置(抄)」(資料46)に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告を承認した。この合意により、ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置された。

昭和46年に戦闘部隊が沖縄へ移駐すると、横田飛行場は兵站基地的性格が強くなり、さらにベトナム戦争の激化(昭和47年4月北爆再開)に伴って輸送基地としての重要性を増した。昭和47年のミドルマーカー(中間電波誘導信号所)設置によって、C-5ギャラクシー等による輸送活動が活発に行われ、航空機による騒音等の問題も激化した。このような中で、昭和40年から昭和49年にかけて、飛行場南側の住民約570世帯の集団移転が行われている。

昭和50年9月にはC-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が移駐し、漸減していた航空機の離着陸が再び増加した。

その後、昭和48年12月の環境庁告示(第154号)「航空機騒音に係る環境基準について」に基づき、都は、昭和53年3月31日、横田基地周辺について地域類型を当てはめる指定を行った(東京都告示第309号)。

昭和58年1月以降、横田飛行場において米海軍空母艦載機による着陸訓練(FCLP/NLP*)が始まり、平成12年度まで毎年数回行われていた。

*米空母艦載機着陸訓練(FCLP=Field Carrier Landing Practice)とは、空母艦載機が海上で空母に安全に着艦できるよう、パイロットの練度を維持・向上することを目的とした陸上の飛行場の滑走路で行われる着陸訓練を言い、空母艦載機のパイロットにとって必要不可欠な訓練とされている。この訓練のうち、特に夜間に実施されるものを、夜間着陸訓練(NLP=Night Landing Practice)と言う。

この訓練に対し、周辺市町は繰り返し中止要請を行い、都も昭和58年10月に、国に対し、

住民の生活環境が損なわれることのないよう配慮を要請した。平成3年7月以降は、米空母艦載機による訓練の通告があるたびに、米軍と国に対して、都又は「東京都と横田基地に関する周辺市町連絡協議会」として要請を行っている（資料69）。

なお、平成13年度以降、横田飛行場において上記訓練は実施されず、平成23年度以降は同訓練の通告もされていなかったが、平成29年4月、厚木飛行場に加え、7年ぶりに横田飛行場における同訓練が通告され、都は国に対し要請を行った。

平成5年11月、日米合同委員会において、昭和39年の「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」の一部改正が合意された（資料47）。その中で、「22時から6時までの間の時間における飛行及び地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される」ことが明文化された。

(3) 航空機騒音訴訟

ア 横田基地騒音公害訴訟（第1次～第4次）

(イ) 第1次～第3次（判決確定）

航空機騒音の増加に対し、横田飛行場周辺住民は、昭和51年4月、翌52年11月の2回にわたり、国に対して、米軍機の夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで）の禁止、過去と将来の騒音被害に対する損害賠償を求める第1次・第2次騒音公害訴訟を提起した。また、昭和57年7月には、第3次訴訟が東京地裁八王子支部に提起された。

第1次・第2次訴訟は、最高裁への上告の後、平成5年2月、夜間飛行差止め請求は却下し、

過去分の損害賠償の支払は認める昭和62年7月の東京高裁判決の内容で確定した。同判決で、「危険への接近」の理論を適用し、昭和41年1月1日以降転入した者の損害賠償額を減額した。

第3次訴訟についても平成6年3月、東京高裁の判決において第1次・第2次と同様の判断がなされ、双方上告せず、平成6年4月に判決が確定した。

(イ) 第4次（判決確定）

平成6年12月に第4次訴訟が提起された。第3次までとの相違点は、夜間の離着陸禁止だけではなく「昼夜を問わず市街地での飛行訓練の禁止」を求めたことと、原告に基地周辺地域への通勤・通学者が加わったことである。この第4次については、平成12年8月に提訴された飛行差止め訴訟（新横田基地騒音公害訴訟を入れた通算では第8次）との併合審理となった。（詳細は「ウ 横田基地夜間飛行差止等訴訟」に記載）。

イ 新横田基地騒音公害訴訟（第1次～第3次）（通算では第5次～第7次、対日本政府分は併合審理）（判決確定）

平成8年4月より、新横田基地公害訴訟が提起（第1次＝平成8年4月、第2次＝平成9年2月、第3次＝平成10年4月）（それぞれ、横田訴訟と併せた通算で第5次、第6次、第7次ともいう。）された。新横田基地公害訴訟の特徴は、新たに米国政府をも相手取っていることと、国に対し夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会において米国政府と交渉する義務があることの確認を求めていることである。

第1次の対米国政府分の訴えについては、平成9年3月、米政府に応訴の意思がないことを理由に却下の判決（東京地裁八王子支部）が出さ

れ、同年3月24日に控訴したが、平成10年12月に控訴棄却（東京高裁）、同年12月28日に上告し、その後、平成14年4月に上告棄却（最高裁）の判決により確定している。

第2次・第3次の対米国政府分の訴えについては、平成14年5月に却下の判決（東京地裁八王子支部）が出され、同年6月11日に控訴したが、平成16年12月の控訴棄却（東京高裁）を受け、原告は上告を断念し、対米国政府分の判決が確定している。

第1次～第3次の対日本政府分については、平成14年5月に、結審日までの過去分の損害賠償のみを認め、「危険への接近」の理論を適用する判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。平成17年11月に、判決日までの損害賠償のみを認め、これまでの判例を踏襲せずに、原告の事情を個別に判断した上で「危険への接近」の理論を適用しない判決（東京高裁）が出された。この後、双方が上告していたが、平成19年5月（最高裁）において、高裁判決が口頭弁論終結日以降、判決日までの被害について賠償を認めた部分については、将来の損害への賠償に当たるとして破棄されたことにより、過去分のみの賠償（「危険への接近」の理論は適用しない。）が確定した。

ウ 横田基地夜間飛行差止等訴訟

（第4次・第8次）（判決確定）

平成15年5月に、夜間差止めと居住地等上空飛行差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。同判決では、「危険への接近」の理論は第1次～第3次の判例と同様適用された。

平成20年7月に東京高裁判決が出され、夜間差止めと上空飛行差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下とされた。「危険への接近」の理論については、上記の平成19年5月の新横田基地騒音公害訴訟の最高裁判決が踏襲され、原告の事情を個別に判断した上で適用されなかった。同年同月に原告が上告したが、平成21年4月に上告棄却（最高裁）を受け、高裁判決が確定した。

エ 第9次横田基地公害訴訟

（第9次・第12次）（判決確定）

平成24年12月、原告137人が、国に対して、横田基地を離着陸する航空機の夜間飛行（夜7時から翌朝8時まで）の禁止、過去と将来の騒音被害に対する損害賠償を求め、第9次横田基地公害訴訟を提起した。平成26年8月に原告16人が追加提訴（通算で第12次）し、原告は153人となった。

平成30年11月に、夜間差止めは棄却又は却下、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決（東京地裁立川支部）が出され、双方とも東京高裁へ控訴した。

令和2年1月23日、東京高裁は、一審同様の判決を出した。

この後、原告が上告したが、令和3年1月27日に上告棄却（最高裁判決）を受け、高裁判決が確定した。

オ 第2次新横田基地公害訴訟

（第10次・第11次）（判決確定）

平成25年3月、原告905人が、国に対して、横田基地を離着陸する航空機の夜間飛行（夜7時から翌朝7時まで）の禁止、過去と将来の騒音

被害に対する損害賠償(70W 地域含む。)を求め、第2次新横田基地公害訴訟(通算で第10次)を提起した。平成25年7月、173人が追加提訴(通算で第11次)し、原告は計1,078人となった。

平成29年10月に、夜間差止めは棄却又は却下、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決(東京地裁立川支部)が出され、双方とも控訴した。令和元年6月6日に東京高裁判決が出され、第一審判決と同様に、夜間差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分は却下され、同年同月に原告が上告したが、令和2年12月9日に上告棄却(最高裁判決)を受け、高裁判決が確定した。

カ 第3次新横田基地公害訴訟

(第13次・第15次～第19次)

令和4年6月、原告1,282人が、国に対して、米軍輸送機オスプレイの飛行差し止めや騒音被害による損害賠償などを求め、第3次新横田基地公害訴訟(通算で第13次)を提起した。同年12月に原告166人(通算で第15次)、令和5年4月に原告19人(通算で第16次)、同年5月に原告3人(通算で第18次)、同年6月に原告2人(通算で第17次)、同年7月に原告1人(通算で第19次)が追加提訴し、併合審理となって原告は計1,459人(第13次で取下14人)となり、現在係属中である。

キ 横田基地公害訴訟(第14次・第20次・第21次)

令和4年11月、原告244人が国に対して、一切の航空機の飛行差し止めや騒音被害による損害賠償などを求め、横田基地公害訴訟(通算で第14次)を提起した。令和5年9月に原告46人

(通算で第20次)、令和6年10月に原告50人(通算で第21次)が追加提訴し、併合審理となって原告は計326人(第14次で取下14人)となり、現在係属中である。

2 厚木飛行場の航空機騒音問題

(1) 厚木飛行場の概要

厚木飛行場は、昭和20年9月米軍が接收後、昭和25年12月在日米海軍の飛行場となった。正式には、「米海軍厚木航空施設」と呼ばれ、主に神奈川県綾瀬市及び大和市にまたがって位置する。面積は約5.1km²、2,438mの滑走路(ほぼ南北方向)が1本設置されている。

現在、本施設は在日米海軍と海上自衛隊により共同使用されており、在日米海軍については、在日米海軍厚木航空施設司令部をはじめ、西太平洋艦隊航空司令部、第5空母航空団のほか、第51対潜ヘリコプター飛行中隊等が駐留し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。

また、海上自衛隊については、昭和46年から航空集団司令部、第4航空群等が配備され、対潜活動、航路の安全確保、災害救援活動等の任務にあたっている。

したがって、厚木飛行場を離着陸する航空機は、米海軍、海上自衛隊が主体で、機種も(艦上)戦闘機、早期警戒機、対潜哨戒機、輸送機等多種にわたっている。

(2) 厚木飛行場周辺の航空機騒音発生状況

町田市は、厚木飛行場の滑走路中心線延長線上の北部に位置し、最も近いところでは滑走路中間点から5kmである。

都では、厚木飛行場に関わる航空機騒音調査

を昭和 61 年より行っており、騒音調査地点として、固定調査地点を 3 地点（町田第一小学校、忠生小学校、鶴川第二小学校の各屋上）と分布調査地点 8 地点を町田市内に設けて調査している（資料 59）。

調査地点での Lden でみると、平成 29 年度までは、分布調査地点の一部で環境基準を超過していたが、平成 30 年度以降の調査では、米空母艦載機部隊の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐が平成 30 年 3 月で終了したこと等から、すべての調査地点で環境基準に適合している（資料 60～63）。

（3） 航空機騒音問題の経緯

厚木飛行場においても、横田基地同様、昭和 30 年代前半に航空機のジェット化等に伴う拡張・拡充工事が順次進められた。これに伴い、ジェット艦載機による訓練やエンジンテスト等による騒音が、住民に多大な被害を与えた。

こうした中、昭和 38 年 9 月の日米合同委員会において「厚木海軍飛行場騒音規制」（資料 58）が合意された。また、昭和 35 年から昭和 46 年にかけて、滑走路南端付近住民の集団移転が行われた。

昭和 48 年に米空母ミッドウェーが横須賀に初入港して以来、艦載機の空母入出港時の飛来・帰艦と入港中の訓練飛行は、周辺住民に大きな騒音被害を与えている。

昭和 57 年 2 月からは、それまで三沢・岩国の両基地で行われていた NLP が、主として厚木飛行場で実施されるようになり、騒音問題はさらに深刻化した。その後、昭和 48 年 12 月の環境庁告示（第 154 号）「航空機騒音に係る環境基準について」に基づき、昭和 60 年 5 月 31 日、都は町田市の一部の区域について地域類型の指定

を行った（東京都告示第 615 号）。

平成 20 年 12 月 22 日、都は航空機騒音に係る状況が変化したことから、厚木飛行場の環境基準指定区域を見直して対象地域を従来のほぼ 5 倍に拡大し、騒音状況の把握に努めている。

空母艦載機着陸訓練（FCLP/NLP）については、代替訓練施設問題とも合わせて政治問題化した。が、平成 3 年 8 月以降、硫黄島での暫定実施により厚木飛行場での実施規模は減少した。

しかし、平成 24 年 5 月及び平成 29 年 9 月、厚木飛行場で同訓練が実施された。都は、その騒音被害と事故に対する不安に鑑み、訓練通告の都度、米軍及び国に対して要請を行っている（資料 68～71）。

日米友好親善を目的とする厚木飛行場オープンハウスでのデモンストレーションフライトが、騒音問題となっていたが、平成 14 年 5 月、廃止が発表されて以降、行われていない。

平成 15 年 10 月には、1 個飛行隊の F-14 トムキャットが米本国へ帰還し、代替として F/A-18F スーパーホーネット（複座）が同年 11 月に配備された。また、平成 16 年 10 月には 2 個目の飛行隊で F/A-18C ホーネットに代わり F/A-18E スーパーホーネット（単座）が配備された。平成 21 年 12 月に 3 個目、平成 23 年 5 月に 4 個目の飛行隊の F/A-18C ホーネットが F/A-18E スーパーホーネットに機種換えとなった。

なお、「再編実施のための日米のロードマップ」（資料 23）において、平成 26 年までに上記スーパーホーネット等の空母艦載機を擁する飛行隊が岩国飛行場へ移駐すること等が合意された。岩国飛行場における建設工事の遅延により、移駐開始は平成 29 年 8 月となったが、平成 30 年 3 月に移駐は完了した。

(4) 航空機騒音訴訟

厚木飛行場に関する騒音訴訟としては、これまで9回、国に対し、訴訟が提起されている。そのうち、大規模訴訟についての経緯は以下のとおりである。

昭和51年9月、神奈川県大和市の住民を中心として、夜間(午後8時から翌日午前8時まで)の飛行禁止と損害賠償を求める訴訟(第1次訴訟)を横浜地裁に提起した。上告を経て、平成7年12月、過去分の損害賠償の一部を認める東京高裁の差戻し審判決が言い渡され、確定した。

昭和59年10月、横浜地裁に第2次訴訟が提起され、平成11年8月、東京高裁で過去分の損害賠償の一部を認める判決が言い渡され、双方上告しなかったため確定した。同判決では、「危険への接近」の理論が適用され、損害賠償額が減額した。

平成9年12月に、横浜地裁に飛行差止めは求めず、損害賠償だけを求めて第3次訴訟が提起され、平成18年7月、東京地裁で、過去分の損害賠償の一部を認める判決が言い渡されたが、双方、上告しなかったため確定した。同判決では、第1次、第2次では認められなかった、うるささ指数75W以上80W未満の地域に住む住民の被害も認定された。また、原告の事情を個別に判断した上で「危険への接近」の理論は適用されなかった。

平成19年12月、横浜地裁に、飛行差止め(行政訴訟)と損害賠償(民事訴訟)を国に求める第4次訴訟が横浜地裁に提起された。平成26年5月、横浜地裁は、過去分の損害賠償の一部を認め、自衛隊機の夜間・早朝飛行(22時から翌朝6時まで)についてやむを得ない場合を除き差止めを命じ、米軍機の差止め請求については却下

する判決が言い渡された。

これに対し、国、原告ともに控訴し、平成27年7月、東京高裁は、過去分及び平成28年末までの損害賠償の一部を認め、平成28年末までの自衛隊機の夜間・早朝飛行の差し止めを命じ、米軍機の飛行差止め請求については却下する判決を言い渡した。

国は、将来分の損害賠償を認めた点や、自衛隊機の飛行差し止めを命じた点を不服とし、原告は、米軍機の飛行差し止めなどを求めて、双方が最高裁に上告した。

平成28年12月、最高裁は、自衛隊機の飛行差し止めや将来分の損害賠償を命じた控訴審判決を破棄し、過去分の損害賠償の一部を認め、米軍機の飛行差し止め請求を却下した。

その後、平成29年8月、横浜地裁に、飛行差止め(行政訴訟)と損害賠償(民事訴訟)を国に求める第5次訴訟が提起された。また、これとは別に、平成29年4月と平成30年7月にも、損害賠償を求める訴訟が横浜地裁に提起された。

令和6年11月、横浜地裁で第5次訴訟の一審判決が言い渡され、過去分の損害賠償の一部が認められた。令和6年12月行政・民事訴訟について原告が東京高裁に控訴、民事訴訟について被告国が東京高裁に控訴している。

令和7年11月、横浜地裁で別件訴訟の一審判決が言い渡され、過去分の損害賠償の一部が認められた。これに対し、令和7年12月、双方が東京高裁に控訴している。

3 住宅防音工事助成区域

国は、防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年7月制定)に基づき在日米軍基地周辺の環境整備等の措置を講じてきたが、都市化の進

展及び騒音等生活環境保全に対する住民意識の高揚に対応するため、昭和49年6月、この法律を抜本的に強化改善した防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律を施行した。

これにより、米軍飛行場等の周辺地域に対し、航空機騒音の度合いに応じて、施設の外側から、W値85以上（平成25年度以降は、Lden62dB以上）が第一種区域、90以上（Lden73dB以上）が第二種区域、95以上（Lden76dB以上）が第三種区域に指定され、第一種区域内は住宅防音工事の助成、第二種区域内は移転補償と土地の買入れ、第三種区域内は緩衝緑地帯等の整備が行われることとなった。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の一部改正により、航空機騒音に係る評価指数がWECPNLからLdenに変更されたことに伴い、平成25年4月1日以降の第一種区域等の指定についてはLdenが適用される。

横田基地周辺では、昭和54年8月、航空機騒音85W以上の第一種区域及び90W以上の第二種区域が指定された。第一種区域は、その後、昭和55年9月に80W以上の区域まで拡大され、さらに昭和59年3月には75Wの区域まで拡大されている。その後、航空機の騒音状況に変化が見られた等の理由によって、平成15年度に行った騒音調査結果を元に、第一種区域の見直しが図られることとなり、平成17年10月に新しい第一種区域が告示された（資料56）。これにより、今までの第一種区域の面積約5,000haが、約2,500haへと半減した。また、告示後の区域が85W以上の区域で、昭和59年4月1日から平成元年3月31日までに建設された住宅（告示後住宅）が新たに助成対象となり、その後、令和3年4月1

日には平成17年10月20日までに建設された住宅にまで助成対象が拡大された。

この制度に基づく横田基地周辺市町における住宅防音工事の実績は、昭和50年度から令和6年度までの総計（追加及び特定工事等含む。）で、延べ53,117件である（資料57）。

厚木飛行場周辺については、昭和54年9月、航空機騒音が85W以上の第一種区域及び昭和56年10月、90W以上の第二種区域が指定された。第一種区域は、昭和56年10月に80W以上の区域まで、昭和59年5月に75W以上の区域まで拡大されるとともに、昭和61年9月、見直しに伴う追加指定がなされている。その後、米空母艦載機による騒音被害の拡大を受け、第一種区域等の見直しが20年ぶりに行われ、平成18年1月に新しい第一種区域等が告示された。これにより、町田市の第一種区域は、約10haから約1,400haへと大幅に拡大した（資料64）。

令和7年12月19日、国は、厚木飛行場周辺における75W以上85W未満の一部の区域に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施することを公表した（資料66）。

厚木飛行場においては、平成18年の第一種区域等の指定の後、米海軍空母艦載機部隊の岩国への移駐の完了（平成30年）等により、騒音状況が変化したことから、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を令和4年から令和6年にかけて実施。令和7年12月22日、国から関係自治体に対して、騒音度調査結果等について説明し、公表した（資料67）。

その後、所要の手続きを経て、令和8年3月25日に、現行の対象区域の解除、新しい対象区域の指定を令和9年10月1日に適用することを官報で告示した。

町田市における住宅防音工事の実績は、令和6年度までの総計(追加及び特定工事等含む。)で、延べ31,644件である(資料65)。

住宅防音工事に関して、都は国への提案要求を通じ、下記のとおり適切な対処を求めるよう要望を行っている。

○住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。

○新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。

○特に第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。

Ⅱ 米軍基地における環境対策

1 横田基地における燃料漏出事故

(1) 平成5年に発生した燃料漏出事故

① 経緯

平成5年10月25日、横田飛行場内において貯油タンク内の航空燃料(JP-4)が減少している事実が判明した。総漏出量は18,000ガロン(68k1)と推定されている。

国を通じて都にこの事故の第1報が入ったのは、事故発生から7日後の11月1日であった。通報と同時に、国から井戸水の調査等の実施を要請され、都は、直ちに周辺井戸の水質調査を開始し(現在も継続して実施している。)、庁内での調整会議を設置した。また、国に対しては、事故状況の調査結果の報告と現場確認等を文書で

要請した。横田基地周辺市町基地対策連絡会も、事故発生時の早期通報と適切な対応を国に要請している。

在日米軍は、平成5年11月から調査を開始し、平成6年6月に「燃料漏出に関する報告」を地元市町村に配布した。これに対し、都は同月、バックデータの公表、事故の原因究明と再発防止、漏出燃料の除去を、国及び米軍に対し再度文書で要請した。しかし、在日米軍が漏出燃料の除去作業を開始したのは平成7年9月からであり、国から事故に関する最終報告書を受理したのは平成7年10月である。都は、その後も引き続き、平成7年11月、平成8年3月に、除去の早期完了、定期報告、現場確認等を求めて文書要請を行った。

その結果、平成8年7月、在日米軍による事故対策の現況と将来計画の説明会が開かれ、国、都、周辺市町の担当者が参加し、現場確認を行った。その後、8回(平成8年7月、平成8年12月、平成9年5月、平成9年12月、平成10年7月、平成11年5月、平成12年7月、平成13年7月)にわたる事故対策の現況等の説明会・現場確認が実施された。

平成15年5月16日には、国、都、周辺市町の担当者を対象に、在日米軍(横田基地)による最終説明会が開催され、「JP-4 漏出事故浄化作業最終報告」が提出された。

同最終報告については、その後、日米合同委員会環境分科委員会に報告され、同年9月には同委員会で受理された。

同年11月には、同委員会の事務局である環境省から都及び周辺市町に対し経緯について説明がなされた。

②航空燃料漏出事故浄化作業最終報告の概要

○ 報告項目

- ① 回収作業の背景、漏洩^{えい}現場概要
- ② 除去作業の指針と基準
- ③ 多相抽出装置（MPX システム）、回収作業の概略
- ④ 人体への影響評価、現在の状況、結論

○ 作業の完了

緊急かつ重大な危険性は認められず、航空燃料除去作業は国防省規則 4715.8「海外米軍施設環境回復指導書」に基づき完了した。

○ 経過・状況

- ① 平成 12 年 6 月の観測で基地内 10 か所の井戸において、ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレンについて、日本の水道水基準、在日米軍環境基準とも下回った。
- ② 平成 12 年 11 月の米空軍環境労働安全協会による健康被害調査において、潜在的な汚染の可能性並びに緊急かつ重大な健康への危険性は認められず、除去作業の完了を提言した。また、第 5 空軍医療担当部長及び在日米軍司令部環境課はこの報告内容に同意した。
- ③ 平成 15 年 3 月の最終確認検査で、地下水の流れ、勾配に考慮した上で定めた観測井戸から、ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン及び総石油系炭化水素は検知されなかった。

(2) 平成 11 年以降の燃料漏出事故

平成 19 年 3 月、横田基地において平成 11 年から平成 18 年の 7 年間に軽微な燃料漏れも含め約 90 件の燃料漏出事故が発生していたことが明らかとなり、国から関係自治体への通報体制が

問題となった。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は、平成 19 年 5 月に油漏れ事故に関する情報提供のあり方について、東京防衛施設局（現北関東防衛局）の見解を確認した。その結果、自治体の必要性等を勘案し適切に対応していくとの回答を得た。

平成 19 年 9 月には、横田基地内において 1,480 ガロン（5.6k1）の燃料漏れが発生したことを受け、油漏れ事故に関する米軍の安全対策についての照会を北関東防衛局に対し実施し、米軍から、必要な再発防止策を講じた旨、また北関東防衛局から、米軍の対策に問題がない旨、説明を受けた。

平成 29 年 3 月には、横田基地内において整備中の C-130 の機体から約 100 ガロン（0.4k1）の燃料漏れが発生したことを受け、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は国と米軍に対し文書要請を行った。

また、平成 29 年 7 月には、横田基地内において離陸前の C-5 輸送機にブレーキシステムの不具合が認められ、約 50 ガロン（0.2k1）のブレーキ液漏れが発生した。これを受け、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は国と米軍に対し口頭要請を行った。

2 米軍基地における環境対策の取組

日米地位協定には環境保護についての規定がなく、在日米軍の施設及び区域には、平成 8 年 4 月 22 日付国防総省通達 4715.5「海外施設における環境遵守管理」及び平成 19 年 5 月 1 日付国防総省通達 4715.05-G「海外環境基本指針文書（OEBGD）」に基づく、日本環境管理基準が適用されている。同基準は、概ね 2 年ごとに改定され、

OEBGD の基準、適用される日本国及び都道府県の環境法令及び規則並びに適用される国際合意を比較し、より厳しい基準を採用することにより策定されている。

平成 27 年 9 月、日米両国政府は、環境面において日米地位協定を補足する「環境補足協定」を締結した。この補足協定では、これまで運用改善で行われていた日本環境管理基準の発出を義務化するとともに、環境事故発生時の立入りや基地返還前の現地調査についての規定が盛り込まれている。環境基準や立入りについて、法的拘束力を有する国際約束によって規定が設けられたのは、日米地位協定発効後初めての取組である。

なお、都は、国への提案要求や「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」及び「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）を通じ、環境条項の新設等について関係省庁に要請している。

Ⅲ 米軍による事件・事故等

1 航空機関連

横田及び厚木飛行場は市街地に位置しており、航空機による事故が発生すれば、周辺住民の生命や財産に被害を与えかねないだけに、安全の確保が重要である。

(1) 最近の横田飛行場に関する事故と都の対応

横田飛行場では、令和 2 年 6 月 16 日、C V-22 オスプレイの飛行後の点検においてサーチライトドームの遺失が判明した。また、同年 7 月 2 日には人員降下訓練中にパラシュートが立川市内に落下し、さらにその 5 日後の 7 月 7 日には人員降下訓練中に福生市内にフィンが落下した。

令和 5 年 4 月 18 日には、C-12 の飛行後の点検において翼端ライトレンズの遺失が判明した。同年 11 月 29 日には、鹿児島県屋久島東側の沖合にて、訓練中の米空軍横田基地所属の C V-22 オスプレイ 1 機が墜落した。乗員 8 名全員が死亡し、同年 12 月 7 日に、オスプレイを保有する全ての軍種において、オスプレイの運用を停止する旨を発表した。その後、令和 6 年 3 月 8 日、国は、米軍オスプレイの運用停止措置の解除（資料 80）、同 13 日、日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について公表した（資料 81）。同年 8 月、国は、「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属の C V-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書について」公表した（資料 82）。

令和 7 年 11 月 18 日には、降下訓練において、区域外（羽村市）に着地し、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が羽村市内の歩道に落下した。また、その 2 日後の 11 月 20 日には、空挺降下訓練中にパラシュートの一部が、福生市内熊川児童館に落下する事故が発生した（資料 115、116）。

都は、その都度、国と米軍に対し、原因究明と再発防止策の実施、安全確保の徹底等を要請するとともに、国への提案要求や「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）を通じて、航空機の安全確保の徹底を関係省庁に求めている。また、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を通じて事故の再発防止等を国や米軍に繰り返し要請している。（資料 113～116）。

(2) 米軍における取組

平成 16 年 8 月の沖縄県で発生した米軍ヘリコプター墜落事件の時に、現場検証や立入規制等の対応を主導することができなかったことなど

を受け、平成 17 年 2 月、渉外知事会が日米地位協定の見直しを求める要望を行った。同年 4 月、日米合同委員会で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が合意された。さらに、令和元年 7 月、日米合同委員会において、一層効果的な事故対応を可能とするため、制限区域内への迅速かつ早期の立入りを規定するなどの改正が行われた（資料 74）。

2 米軍人等による犯罪や事故

(1) 最近の都内における犯罪や事故

都内では、都内米軍基地の関係者による飲酒を伴う交通事故が、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で 7 回（令和 4 年 8 月、同年 11 月、令和 5 年 5 月、令和 6 年 4 月、同年 7 月、令和 7 年 8 月、令和 8 年 1 月）（資料 113）発生している。

また、令和 7 年 12 月には、都外米軍基地所属の軍人が都内で窃盗事件を起こしている。

(2) 日米地位協定との関わり

米軍関係者による犯罪（資料 77）や交通事故等には、それらに伴う被害の発生という問題にとどまらず、日米地位協定の運用に関する様々な問題が含まれている。

① 地位協定第 17 条関係

米軍人等が公務外で事件を起こした場合、被疑者の身柄は起訴までは米側が拘束し、日本側の取調べに制限がある（公務中の場合は裁判権自体が米側）という問題がある（日米地位協定第 17 条）。

これについて、平成 7 年 10 月 25 日、刑事裁判

手続に関する日米合同委員会で、凶悪な犯罪の場合には、被疑者の起訴前の拘禁の移転について考慮するとの合意がなされた。さらに、内容の如何にかかわらず支障なく拘禁・取調べが行えるよう、都は「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）などを通じて国に要望している。

しかし、平成 13 年 6 月に発生した沖縄県の女性暴行事件では、容疑者の起訴前の引き渡しに難航した。このことから、国及び在日米軍に対し、渉外知事会を通じて、「米軍人等の規律保持等の徹底と日米地位協定の見直し」の緊急要望を行った。

平成 16 年 4 月、日米合同委員会合意において、平成 7 年の合意に基づく被疑者の起訴前の拘禁の移転の対象となる事件について、米軍当局が速やかに捜査を行うことができるようにするため、米側からの要請に基づき、その事件について捜査権限を有する米軍司令部の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。

平成 23 年 1 月、沖縄県沖縄市で、米軍属が運転する車が反対車線に進入し、軽自動車を運転していた男性会社員が死亡する事故が発生した。これを受け、同年 11 月、日米合同委員会において、公務中の軍属による犯罪に関し、米側が当該軍属を刑事訴追しない場合に、日本側による裁判権の行使に同意を与えるよう要請することができることとなり、当合意の枠組みは、上記沖縄市での事故についても遡及適用された。

また、平成 23 年 12 月、日米合同委員会において、昭和 31 年の同委員会合意を改正し、公の祭事での飲酒を含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における公務として取り扱わないこととさ

れた。

平成 25 年 10 月、日米合同委員会で、日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みが合意され、第一次裁判権を行使した全事件の裁判結果に加え、裁判によらない懲戒処分の結果や処分を行わないとの決定も相手国側に通報されることとなった。また、相手国は、裁判結果のほか、懲戒処分の事実の公表が可能となり、被害者又はその家族に対し、処分が行われなかった場合はその事実を開示することができるほか、懲戒処分の内容について、被処分者の同意が得られた範囲内で開示することができるようになった。

② 地位協定第 18 条関係

交通事故等の事故の場合に、被害者への補償が必ずしも十分ではなく、米軍との補償交渉手続に時間がかかるということも問題となっている。

これに関し、平成 8 年 12 月の SACO*（「沖縄に関する特別行動委員会」）最終報告に、米軍人等の私有車両の任意保険への加入、補償金を受け取れるまでの間の日本政府による無利子融資制度、及び、米軍による支払が判決による補償額に満たない場合の日本政府による補償が盛り込まれた。これを受けて、平成 9 年 3 月、日本政府による無利子融資制度が創設されている。

都は「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）等を通じて、公務外であっても、また、米軍人等の家族による事故についても、日本政府の責任で補償が受けられるよう地位協定に明記すること、また、任意保険への加入の義務付けや事故補償等賠償業務手続の迅速化についてもその徹底を図るため地位協定にその旨を明

記するよう要望している。

* SACO=Special Action Committee on Okinawa

③ 日米地位協定をめぐる動向

平成 15 年 7 月、都議会は「日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書」を採択した。その後、神奈川県議会など 24 道府県議会でも意見書を採択した。

また、平成 17 年 11 月、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）が、2、3 年以内等できるだけ短い期限を設けて日米地位協定の見直しを行うことを、在日米軍再編に関わる最終報告に盛り込むよう要請したが、最終報告には盛り込まれなかった。

平成 20 年 2 月に、沖縄県で女子中学生が米海兵隊員に暴行を受ける事件が発生したことを受け、渉外知事会は、日米地位協定の見直しに関する緊急要請を行った。また、同年 3 月に横須賀で米軍人によるタクシー運転手殺害事件が起きたことを受け、渉外知事会は、日米地位協定の見直し及び地域特別委員会の設置に関する緊急要請を行った。

平成 28 年 4 月に沖縄県で、米軍属が女性を暴行・殺害する事件が発生したことを受け、渉外知事会は同年 6 月に「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」を行った。日米両政府は再発防止策を集中的に議論し、平成 29 年 1 月、日米地位協定 1 条（b）で定める軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」を締結した。この補足協定では、これまで定義が曖昧だった軍属について、「日米合同委員会が作成する種別に従って軍属を認定」と定められている。また、コントラクターの被用者に関し、軍属として認定されるための適格性の評価基準の作成や米国政府

による定期的な報告などについても規定された。

全国知事会では、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、米軍基地負担の軽減や日米地位協定の見直し等について検討を行い、平成 30 年 7 月及び令和 2 年 11 月に、日米地位協定の抜本的な見直し等を求める「米軍基地負担に関する提言」（資料 123、124）を決議した。また、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）も、平成 30 年 7 月、「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」を採択し、国に対し要望した。さらに、令和 7 年 7 月、「日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請」を採択し、国に対して要望した（資料 121）。

3 事件・事故の通報体制

(1) 航空機事故への対応

昭和 53 年 1 月の日米合同委員会事故分科委員会勧告を受けて、米軍又は自衛隊の航空機事故及びこれに伴う災害が発生した場合の地方公共団体等関係機関との連絡体制の整備及び総合的な応急対策の実施について連絡協議する場が地域ごとに設けられた。昭和 56 年 2 月、横田、立川、入間及び厚木の各飛行場に関する東京都域での事故等に対応するため、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」が設置され、通報体制を含む緊急措置要綱（資料 73）を策定し、平成 17 年度以降、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（資料 74）に基づく訓練を行っている。

(2) 日米合同委員会合意

在日米軍基地に起因する事件・事故等に関する自治体への情報提供については、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）や「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を通じて、適時、的確かつ迅速性を要望してきたが、平成 9 年 3 月 31 日、事件・事故の通報体制の整備について、日米合同委員会で合意され、一定の運用上の改善が見られた。

具体的には、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」（資料 75）の中で、公共の安全、環境に影響を及ぼすおそれのある事件・事故が発生した場合には、直ちに日本側に通報すべき旨が明記されたほか、通報の対象となる事件・事故の基準、通報経路、通報様式などが定められた。また、事件・事故通報手続に関する特別作業部会が設置され、定期的に手続の見直しを行うこととなった。

なお、同時に「在日米軍に影響を及ぼす事件・事故発生時における通報手続」についても合意されている。

しかしながら、令和 6 年 6 月、沖縄県において、米軍関係者による性犯罪事件について、国から県に情報提供がなされていないことが判明した。同年 7 月、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになった。

(3) 感染症対策

米軍基地内において伝染病が発生した場合の通報体制については、現在、平成 25 年の「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に関する合意」により、基地内病院と地元保健所との間で連絡体制が敷かれている。

① 新型インフルエンザの流行とその後の取組

平成21年、世界的に新型インフルエンザ(H1N1)が流行した際には、上記合意が、締結以後一度も修正されていなかったため、現行法に適合した疾病について速やかな情報提供を受けられない可能性が改めて明らかになった。

都は、国への提案要求及び「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」(渉外知事会)の要望の中で、関係国内法を適用することと、適用するまでの措置として、上記合意を早急に新型インフルエンザ等の新興感染症に対応可能な内容に修正することを求めてきた。

平成25年1月、「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に関する合意」が改定され、基地内病院と地元保健所との間で情報交換すべき感染症として、新型インフルエンザ、エボラ出血熱などが新たに追加された。また、同年9月に重症熱性血小板減少症候群、平成27年9月に中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H7N9)、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻疹、平成28年3月にジカウイルス感染症が追加された(資料78)。

② 新型コロナウイルス感染症の流行とその後の取組

令和元年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行し、米軍は在日米軍公衆衛生非常事態宣言に基づき様々な感染拡大防止策を講じた。

都は、国への提案要求や、全国知事会、渉外知事会、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」による緊急要請等の各種要請を通じて、感染防止対策の徹底、平成25年の日米合同委員会合意に基づく衛生当局間の情報提供、米国出発時や在日米軍基地到着時の検査の徹底、移動制限の強化等を求めている。

令和4年1月28日には、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする保健・衛生上の課題について日米で議論するため、日米合同委員会の下に設置されている検疫部会を改組し、これを格上げする形で「検疫・保健分科委員会」が設立された(資料12)。

(4) 横田基地内における泡消火薬剤の漏出への対応について

ア 平成22年から24年に発生した泡消火薬剤の漏出について

令和5年7月4日、北関東防衛局より、「横田飛行場においては、2010年から2012年までの間に3件の泡消火薬剤の漏出があった、との説明を米側から受けている。米側から提供を受けた資料の内容を確認したところ、2010年1月、格納庫における漏出、2012年10月、ドラム缶から漏出、2012年11月、保管されていた容器から漏出、の3件の泡消火薬剤の漏出があったことを確認した。」と東京都及び基地周辺自治体に情報提供された。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和5年7月5日、国に対し、PFASの漏出等が判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること等を要請した(資料83)。

イ 令和2年、4年に発生した泡消火薬剤の漏出について

国は、令和5年7月21日に平成22年から24年の間に発生した漏出のほか新たに3件(資料84)、同月25日には1件の原料にPFOS等を含まない泡消火薬剤の漏出について公表した(資料85)。

ウ 令和5年1月に発生した泡消火薬剤の漏出について

令和5年11月、同年1月に横田基地内におけるPFOS等を含む泡消火薬剤の漏出の記事があり、事実関係を確認中、との国から情報提供があった。その後、事案発生から2年以上経過した令和7年6月10日、国から、令和5年1月に発生したPFOS等を含む水の漏出事案に関して、「漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった」、「漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した」などとの情報提供があった(資料86)。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年6月11日、国と米軍に対し、本件以外に、PFOS等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること等を要請した(資料87)。(下線部は国にのみ要請)

エ 令和6年8月に発生したPSOS等を含む水の漏出について

令和6年10月3日、国から、「令和6年8月30日、横田基地の消火訓練エリアから、(PFOS等を含む)泡消火薬剤の残留を含む約12,640ガロン(47.8kL)の水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い」との情報が提供された。都は、この情報を受け、都民の不安を払拭するため、速やかに横田飛行場周辺の公共用水域の水質調査を実施し、同年10月30日に、全ての調査地点の測定結果は、国が定める暫定指針値(PFOS及びPFOAの合計値で50ng/L)を下回っていることを公表した(資料88)。また、国は、同年11月19日に、横田飛行場南西部の排水口付近における水質調査の結果、PFOS及びPFOAの値は、水環境中の指針値(暫定)を下回る数値だったと公表した(資料89)。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年11月20日、国と米軍に対し、国の責任において、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について確認するとともに、東京都及び基地周辺自治体に現地で直接説明するよう、米軍に要請すること等を要請した(資料90)。同年12月20日、国(防衛省、外務省、環境省)、東京都及び横田基地周辺市町が横田飛行場への立入りを実施し、消火訓練エリア周辺を視察するとともに、米側から説明を受けた(資料91)。令和7年2月21日、国から、米側に対する質問事項の回答について情報提供があったが、恒久的な再発防止策等については示されなかった(資料92)。同年4月16日、国から、「横田飛行場におけるPFOS等を含む水の米側による処理について」が示され、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化处理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流されるなどとの情報提供があった(資料93)。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年4月17日国に対して、環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整することなどを要請した(資料94)。

同年5月14日、国及び東京都、横田基地周辺市町は、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取した(資料95)。同年5月30日、国から、「横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における浄化後の水サンプルの分析結果について」情報提供があった。国は、「防衛省、東京都及び在日米軍の全てのサンプルにお

いて、浄化後の水に含まれる PFOS 及び PFOA の濃度の合算値が1 リットル当たり 50ng (ナノグラム)を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定」と公表した(資料 96)。

同年 6 月 18 日、国から、「先月 30 日から実施してた横田基地での放流に関して、昨日(17 日)放流が完了した。」と情報提供があった。また、同年 7 月 14 日、国は、「横田飛行場外における水質調査結果について」を公表(資料 97)、都においても、同日、「横田飛行場周辺における公共用水域の PFOS 等分析結果について」を公表(資料 98)し、放流中を含めすべて指針値を下回っていることを確認した。さらに、令和 7 年 8 月 20 日、国から「空になった貯水池等は埋め立てられた」などとの情報提供があった(資料 99)。

第4 国の対策・都の取組

I 国の施策

1 基地周辺対策

(1) 生活環境整備法

国は、防衛施設と周辺地域との調和を図るため、自衛隊施設とともに在日米軍基地の設置・運用により生じる障害の防止や基地周辺環境等の整備に必要な施策を講じている。

国による基地周辺対策は、昭和28年に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」

（特別損失補償法）に端を発する。しかし、この法律は損失の補償が目的であり、被害や損失の未然防止や軽減を図るものではなかったため、基地周辺の生活環境の整備、障害の防除等を目的として、昭和41年、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、民生安定施設整備に対する助成等についても規定された。

その後、都市化の進展や住民の生活環境保全に対する意識の高揚に伴い、昭和49年6月、抜本的に強化改善した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「生活環境整備法」という。）」が制定され、現在、この法律に基づき各種施策が講じられている（資料100）。

(2) 生活環境整備法に基づく主な施策

① 障害防止工事の助成（同法第3条第1項）

在日米軍等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用や、射撃、爆撃その他火薬類使用の頻繁な実施、防衛施設整備に伴う土地の形質の著しい変更、電波の頻繁な発射等により生じる障害等を防止又は軽減するために、地方公共団体等が行う、道路、河川の改修、上下水道施設、共同テレビ受信アンテナの設置等の工事に対して助

成するものである。

横田飛行場周辺では、基地に起因する雨水対策としての排水路事業等が実施されている。

② 騒音防止工事の助成（同法第3条第2項）

米軍等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生じる騒音を防止又は軽減するために、地方公共団体等が行う、学校、保育所、病院等の防音工事に對し助成するものである。

横田及び厚木飛行場周辺では、教育施設等の防音工事が実施されている。

③ 住宅防音工事の助成*（同法第4条）

国は、在日米軍等の飛行場及び射爆撃場の周辺地域において、航空機の頻繁な離着陸等により生じる騒音を測定し、その度合いに応じて、住宅防音工事の助成を行う第一種区域、移転補償と土地の買入れを行う第二種区域、緩衝緑地等の整備を行う第三種区域を指定して告示し、それぞれの騒音対策を講じている。

住宅防音工事に対する助成は、米軍等による航空機騒音が著しい第一種区域内に現に所在する住宅を対象に、その所有者が行う騒音防止、軽減のための工事について、所有者等に対して補助金を交付するものである。ただし、当該指定後に建築された住宅は原則として対象とならない。

工事対象となる居室数は、工事の種類によって異なるが、概ね5室を限度とする。工事の内容は、現存住宅の壁、天井、窓などの遮音、吸音工事及び空調工事である。補助率は、工事費が一定の限度額の範囲内であれば、10分の10である。

* 住宅防音工事の実績については、資料57及び65を参照

④ 移転の補償等（同法第5・6条）

国による移転補償とは、米軍等による航空機

騒音が特に著しく居住するに好ましくない第二種区域内から外に移転を希望する者に対し、建物等の移転の補償措置を講じるとともに、移転先において地方公共団体等が行う公共施設（道路、水道、排水施設、その他の公共施設）の整備について助成を行う制度である。また、第二種区域内に所在する土地について、移転又は除去によって従来の利用目的での使用が困難な場合には、国は、所有者からの申し出により、その土地の買い入れを行うことができる（同法第5条）。

横田飛行場周辺では、「生活環境整備法」制定以前に、閣議決定により移転補償が実施されている（昭和40年から昭和49年にかけて、基地滑走路南端に隣接する570世帯の集団移転が全国初のケースとして実施された。）。

また、航空機騒音が最も著しい第三種区域内の土地については、所有者からの申し出により、国が買い入れ、上記第二種区域内で取得した土地とともに緑地帯その他の緩衝地帯としてできる限り整備することとされている（同法第6条）。

⑤ 基地周辺財産の使用（同法第7条）

第二種区域内で国が買い入れた土地については、地方公共団体が広場等の用に供するときは、これを無償で使用させることができるとされている。

横田飛行場周辺では、この規定により、周辺自治体が国から土地等の使用許可を受け、こども広場や少年野球場、公園、リサイクルプラザ、道路用地等として活用している事例がある。

⑥ 民生安定施設の助成（同法第8条）

「生活環境整備法」第3条及び第4条が障害を直接防止又は軽減する工事に対する助成であ

るのに対し、民生安定施設助成は、米軍基地等の設置又は運用により周辺地域の住民が生活上又は事業活動上被る被害を障害として幅広くとらえ、地方公共団体が民生安定の見地から障害の緩和に資するために行う、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対し、その費用の一部を補助するものである。

例えば、航空機騒音に悩む地域で、周辺住民が学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設を設置する場合などが補助対象となっている。補助率は各施設によって異なる。

横田飛行場周辺では、体育館、図書館、市民会館、道路、公園等、多くの施設が助成をうけている。厚木基地の影響を受ける町田市においても、市庁舎や無線放送施設等の整備に対して助成を受けている。

また、硫黄島に米軍・自衛隊の訓練施設を抱える小笠原村周辺海域では、漁業用各種施設への助成を受けている。

〔NHK 放送受信料の補助制度〕

国は自衛隊又は米軍のジェット航空機が頻繁に離着陸等を行う飛行場等周辺において、騒音発生に伴うテレビ放送の「聴取障害」の緩和に資するため、NHK 放送受信料のうち地上系放送分の半額相当を補助していた。

平成30年度には、住宅防音工事が完了した世帯に対しては平成30年8月をもって助成を終了する、一部住宅防音工事を実施した世帯に対しては、経過措置を経て、令和6年3月末で終了する、さらに住宅防音工事を行っていない世帯に対しては継続されるが、工事を行った場合には終了するという内容の見直しを行った。

また、令和5年度には、飛行場等からの一定の距離等を基準としていた現行の助成対象区域

を改め、住宅防音工事の助成対象区域と同じ第一種区域を対象とすることで指定基準の見直しを行ったが、横田飛行場の住宅防音工事の第一種区域を見直すまでの間は、現行の助成対象区域を基にした助成が継続している。

⑦ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（同法第9条）

国は、米軍基地等のうち、飛行場や演習場、港湾など、その設置又は運用が周辺地域における生活環境や地域開発などのまちづくりに大きく影響を及ぼすような広大な施設を特定防衛施設として指定し、公共用の施設の整備等について特に配慮する必要がある周辺市町村を特定防衛施設関連市町村と指定して、その市町村に対し、公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付している。

昭和 50 年 3 月、国は横田基地を特定防衛施設に指定し、併せて立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町を特定防衛施設関連市町として指定した。

この交付金は、まちづくりに着目しているのが特徴で、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して交付額が算定され、特定防衛施設関連市町は、政令で定める公共用施設（交通施設、通信施設、教育文化施設等幅広い）の中から任意に選択してその整備費に充当できることとなっている。

平成 21 年に実施された行政刷新会議「事業仕分け」において、同交付金の使途を公共施設の整備（いわゆるハード事業）に固定せず、ソフト事業も含めて自由に使いやすく見直すべきとの意見が出された。これを受けて、平成 23 年 4 月に生活環境整備法*第 9 条が一部改正・施行

された。改正後は、生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業（ソフト事業）が新たに対象となった。

* 生活環境整備法関連補助金等の実績については、資料 102 及び 103 を参照

(3) 農林漁業阻害に対する補償

在日米軍が行う海上での訓練などのために、一定区域について期間を定めて漁船の操業が制限される場合や、禁止される場合がある。このような場合には、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」（漁業制限法）によって、国が補償することとされており、都内においても米軍の訓練等のための制限水域の設定に伴い漁業補償が行われている（資料 105）。

また、在日米軍の航空機の離発着や特定の行為（防潜網の設置、水質の汚濁等）によって、農・林・漁業等を営んでいた者が経営上の損失を被った場合には、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（特別損失補償法）の規定に基づき、補償が行われている。

具体的には、横田飛行場周辺の飛行直下に当たる地域に対して、航空機の離発着によって安全に農作業ができないことへの農耕阻害補償がなされている（資料 106）。

2 財政上の措置

(1) 基地交付金と調整交付金*

在日米軍基地の存在は、周辺自治体にとって、まちづくりや地域発展の阻害要因となるばかりでなく、地方税法の臨時特例法（「日本国とア

メリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」）の適用により在日米軍基地（国有固定資産や米軍所有の固定資産）及び米軍人等に地方税を課することができないため、財政的な面でも多くの影響を及ぼしている。

そのため、国は、在日米軍基地等の所在する市町村に対して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）と施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を交付している。

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年5月16日）」に基づくもので、在日米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するため、使途に制限のない一般財源として毎年度所在市町村に交付されるものである。

調整交付金は、施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示224号）に基づくもので、助成交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産（ドル資産）との均衡及び米軍に係る市町村税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度所在市町村に交付されるものである。

* 基地交付金及び調整交付金の交付実績については、資料101を参照

(2) 交付税算定における基地関係経費措置

普通交付税において、米軍の基地が所在する

ことによる財政需要を米軍人口及び基地面積により算出し、基準財政需要額に算入している。

また、特別交付税において、防衛施設周辺整備法に関する国庫補助事業（民生安定施設の整備事業等）の市町村負担額の一定割合を措置している。

(3) 再編交付金

国は、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、在日米軍等の再編を着実に実施するため、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（平成19年5月30日）を制定した（資料27）。この法律により、在日米軍等の再編による住民生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に配慮し、地域における住民の利便性の向上及び産業の振興に寄与するため、再編交付金を基地周辺自治体に交付する。

平成19年10月に、横田飛行場が再編関連特定防衛施設に指定され、平成28年度まで立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町に米軍再編の進捗状況に応じて再編交付金が交付された（資料104）。都は、交付終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、再編交付金に代わる財政措置を講ずるよう国に求めている（資料109）。

3 在日米軍駐留経費負担

(1) 在日米軍駐留経費（同盟強靱化予算）

日米地位協定第24条第1項によれば、在日米軍の駐留に係る経費は、基本的には、日本側に負担をかけずに米側が負担することと規定されている。

しかし、昭和53年、急激な円高ドル安への対応として、6月、11月の2回にわたる金丸・

ブラウン会談において、日本側は、在日米軍の負担経費の軽減に、できるだけ努力を行うとの意向を表明した。

これを受けて、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするという目的で、現在、在日米軍駐留経費が日本側で負担されている。

(2) 労務費の負担

昭和 53 年度、まず、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費、労務管理費を日本側が負担するようになり、昭和 54 年度から給与のうち国家公務員の給与水準を超える部分（格差給）を負担することとなった。

昭和 62 年度からは、地位協定の特則である「特別協定」が締結（効力期間を限って締結）され、調整手当などを段階的に負担することになり、平成 2 年度から全額負担となった。さらに、平成 3 年度に「新たな特別協定」が締結され、基本給、諸手当についても段階的に負担し、平成 7 年度から上限労働者数の範囲内においてその全額を負担することとなった。

(3) 提供施設の整備

日米地位協定に基づいて、昭和 54 年度から、米軍が使用する施設について、老朽隊舎の改築、家族住宅の新築、老朽貯油施設の改築、消音装置の新設等の施設整備が日本側の予算で行われるようになった。横田飛行場でも、施設・区域内の建物やユーティリティの整備等が実施されている（資料 108）。

(4) 光熱水料等

「新たな特別協定」により、平成 3 年度から在日米軍の光熱水料等について段階的に負担し、

平成 7 年度から全額負担することとなった。平成 13 年度からは施設・区域外の住宅分については負担しないこととなった。また、平成 23 年度から日本側の負担の上限額を設定するとともに、新たに日米間の負担の割合を定めた（平成 28 年に締結した「新たな特別協定」では、日本側負担割合を 72%から 61%に段階的に削減。現行の「新たな特別協定」（令和 4 年に締結）では、約 35%に段階的に削減）。

(5) 訓練移転費

平成 7 年 9 月に署名された「新たな特別協定」により、平成 8 年度から、新たな基地問題への対応として、日本側が要請した訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担することとなった。

また、平成 23 年度から、グアム等米国施政下にある領域への移転に係る追加的経費も負担対象に追加された。現行の「新たな特別協定」では、そのような領域としてアラスカを対象とした。

(6) 訓練資機材調達費

現行の「新たな特別協定」では、在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、訓練資機材調達費を負担することとした。

なお、最新の「新たな特別協定」の協定期間は、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間となっている（資料 13）。

* 基地関係の主な法令については、資料 8 を参照

Ⅱ 東京都の基地対策

1 庁内及び関係自治体との連携

(1) 東京都の基本姿勢

東京都内には、現在 7 か所の在日米軍施設及び区域（基地）があり、その存在は、都民生活や地域のまちづくりに様々な影響を与えている。安全保障は国の専管事項であるが、米軍の運用に際しては、地元住民の生活への最大限の配慮が必要であり、安全性を最大限確保し、地元を与える影響を最小限にとどめることが求められる。

都は、地元自治体と連携して、航空機騒音や事件・事故等、基地に起因する諸課題の解決に向け、航空機の騒音軽減や安全対策の徹底等について国や米軍へ要請活動を行うとともに、米軍基地の整理・縮小・返還、横田基地の軍民共用化等に取り組んでいる。

(2) 庁内体制の整備

昭和 21 年 9 月、都内米軍基地に係る各種連絡調整等を行うため、長官官房渉外部外務課を設置。その後、上記業務は、外務室、広報渉外局を経て、昭和 37 年総務局に移管された。

昭和 43 年の第 9 回日米安全保障協議委員会で在日米軍縮小計画が合意され、米軍基地が段階的に返還されることになった。これに伴い、都は、その広大な土地を都市改造の戦略的拠点として活用するため、国等に積極的に働きかけるとともに、跡地利用計画を策定するため、昭和 44 年 12 月 15 日、初の庁内専管組織である、基地返還対策室を総務局渉外観光部に設置した。

その後、昭和 48 年の「関東計画」の日米合意を経て、昭和 51 年、都市計画局地域計画部跡地

利用計画課に基地返還事務を移管した。

平成 8 年 5 月、知事は、横田基地周辺等を視察後、基地対策の所管組織を見直した。都内米軍基地の整理・縮小・返還をはじめ基地に起因する諸問題への対応を推進し、基地対策に関する庁内の総合調整機能を強化する必要から、同年 7 月、政策報道室に基地対策担当職員を配置した。同時に多摩島しょ振興推進本部の下に基地対策連絡調整会議を設置し（同年 8 月）、基地対策に関する全庁的な取組体制を整備した。

平成 11 年 9 月には、多摩島しょ振興推進本部の組織の改定に際し、新たに基地対策連絡調整会議（座長：政策報道室理事）を設置し、都内の米軍基地の整理・縮小・返還及び共同使用の促進に向け、庁内体制を整備した（資料 126）。

さらに、横田基地の軍民共用化の実現に向け、知事本局内に、平成 15 年 12 月に横田基地共用化推進担当部長を、平成 16 年 4 月に横田基地共用化推進担当を設置した。

その後、組織改正により、平成 20 年 4 月に基地対策室が設置され、平成 22 年 7 月に基地対策部となった。平成 26 年 7 月、知事本局の廃止に伴い、基地対策部は都市整備局に移管された。

(3) 関係区市町村との連携

米軍基地を抱える地元自治体や周辺自治体との連携を図るため、庁内の基地対策を所管する部署と基地周辺区市町村（2 区 12 市 1 町 1 村）は、事務担当者による連絡会議「基地対策に係る都区市町村会議」を年 1 回程度実施している。

また、平成 8 年 11 月には横田基地に起因する諸問題を解決するため、横田基地周辺 5 市 1 町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）と「横田基地に関する東京都と周

辺市町連絡協議会」（会長：都知事）（資料 110）を設置し、国や米軍に対する要請活動等を行っている（資料 36、38、41、43、45、83、87、90、94、113～116）。

（4） 他道府県との連携

① 全国知事会

都は、全国知事会を通じ、「基地対策の推進」について、毎年度関係省庁に対し、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を行っている（資料 122）。

また、平成 27 年 12 月の全国知事会で、沖縄県から米軍基地負担軽減について協議する場の設置が提案され、翌平成 28 年 7 月の全国知事会では、同県より「米軍基地負担に関する研究会」の正式設置が提案され、全会一致で決定された。

同研究会は、平成 28 年 11 月から平成 30 年 6 月まで、6 回に渡り開催された。

平成 30 年 7 月の全国知事会では、同研究会での研究内容などをもとに作成された、日米地位協定の見直しなど、4 項目に及ぶ「米軍基地負担に関する提言」（資料 123）を全会一致で決議した。

その後、令和元年 7 月の全国知事会において、米軍基地のない複数の県の知事から米軍機の低空飛行訓練について問題提起があり、現状や課題について改めて整理し、令和 2 年 11 月にも、「米軍基地負担に関する提言」（資料 124）を全会一致で決議した。

② 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

米軍基地の所在する他の道府県とともに「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（会長 神

奈川県知事）」を組織し（15 都道府県）、基地対策に関する共通課題について検討し、国に対する要望活動等を行っている。

2 米軍基地の整理・縮小・返還、基地周辺対策の充実・強化等

都は毎年、国に対する都単独の提案要求において、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、基地周辺住民の安全や良好な生活環境を確保するため、日米地位協定及びその運用の見直しや基地周辺の生活環境整備対策等を求めている。

また、毎年、横田及び厚木飛行場周辺において、航空機騒音調査を実施し（環境局所管）、その結果に基づき、国や米軍に騒音防止対策の推進を要請している。（資料 54 及び 55）さらに、米軍の空母艦載機着陸訓練は、現在、暫定的に硫黄島で実施されているが、天候等の事情により、横田飛行場や厚木飛行場が代替訓練の候補地になることがあるため、両施設で同訓練を実施しないよう要請している（資料 70）。

このほか、米軍関係者による事件や米軍機の事故等の発生時には、速やかに、国や米軍に原因究明と再発防止、情報提供等を求める要請を行っている。

さらに、平成 30 年 4 月、米軍は、横田飛行場に C V-22 オスプレイ 10 機と人員約 450 人を配備することを発表し、同年 10 月に 5 機を配備し、令和 3 年 7 月に、既に配備されている部隊に追加されるものとして 1 機が到着している。令和 7 年 10 月、国は令和 5 年 11 月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属の C V-22 オスプレイ 1 機の代わりとして配備されたと公表した。

都は、必要の都度、国及び米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報提供すること、安全対策の徹底、生活環境への配慮等について、要請を行っている。

3 横田基地の軍民共用化

(1) 軍民共用化の概要

米軍が管理する横田基地において民間航空利用を実現する「横田基地の軍民共用化」は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展につながるものである。

平成15年の日米首脳会談において、軍民共用化の実現可能性について検討を行うことが合意されたことを受け、都は軍民共用化の実現に向け、調査検討及び関係機関との連絡調整を行っている。

(2) 軍民共用化の意義

① 首都圏の空港容量の拡大

首都圏の空港容量は、羽田空港及び成田空港において段階的な拡大が行われているが、長期的な航空需要の増加に対応するためには、横田基地の軍民共用化も含めた首都圏空港機能強化策が必要である。

② 首都圏西部地域の航空利便性の向上

多摩地域及び近接する埼玉県、神奈川県、山梨県等の首都圏西部地域は、人口が多く、企業・事業所も集積している。横田基地の軍民共用化により、首都圏西部地域で空港へのアクセス時間が短縮し、航空利便性が大幅に向上する。

③ 多様な航空需要への対応

東京の国際競争力を強化するため、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして利用されているビジネスジェットの更なる受入体制の強化が必要である。横田基地の軍民共用化により、ビジネスジェットをはじめ、多様な航空需要への対応が強化される（資料125）。

(3) 軍民共用化の推進に向けた取組

横田基地の軍民共用化について、政府関係省庁と東京都の実務的な協議の場として平成15年に設置された「連絡会」において、日米協議の促進に向けての情報の共有を図るとともに、協議や意見交換を行ってきた。

都は国に対して、横田基地の民間航空利用の実現に向けて、「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」を行うとともに、「国と東京都の実務者協議会」において協議している。

また、九都県市首脳会議、関東地方知事会等において、国への要望が決議されるとともに、首都圏整備促進協議会において、国への提案・要望が行われている。

4 横田空域及び管制業務の返還

(1) 経過

在日米軍が管理する横田空域は一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。基地対策に関連して、平成13年度から、国に対し、都として横田空域及び管制業務の返還を提案要求するとともに、渉外知事会を通じて横田空域における管制業務の返還を要望している。

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」では、横田空域の一部について平成20年9月までに管制業務を日本に返還すること、「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件」を検討し、平成21年度に完了することなどが明記された。

その後、平成18年9月、横田空域の一部について横田ラブコンが必要としないときに、羽田空港から北部九州方面等に出発する航空機が従来と比較して2,000フィート低い高度で横田空域を通過する運用が開始された。

平成18年10月、横田空域のうち日本側に返還される空域について特定し、日米合同委員会で承認された。

平成19年5月、教育訓練及び調査研究を目的とし、横田ラブコン施設へ航空自衛隊管制官が配置された。

平成20年9月、先に合意されていた横田空域の一部が返還された。

平成31年1月、羽田空港の新飛行経路運用のため、横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和2年3月より正式運用が開始された。

「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」については、日米両政府で検討が行われ、平成22年5月に検討が完了したとされて

いるが、地元自治体には検討結果が示されていない。

(2) 現在の取組

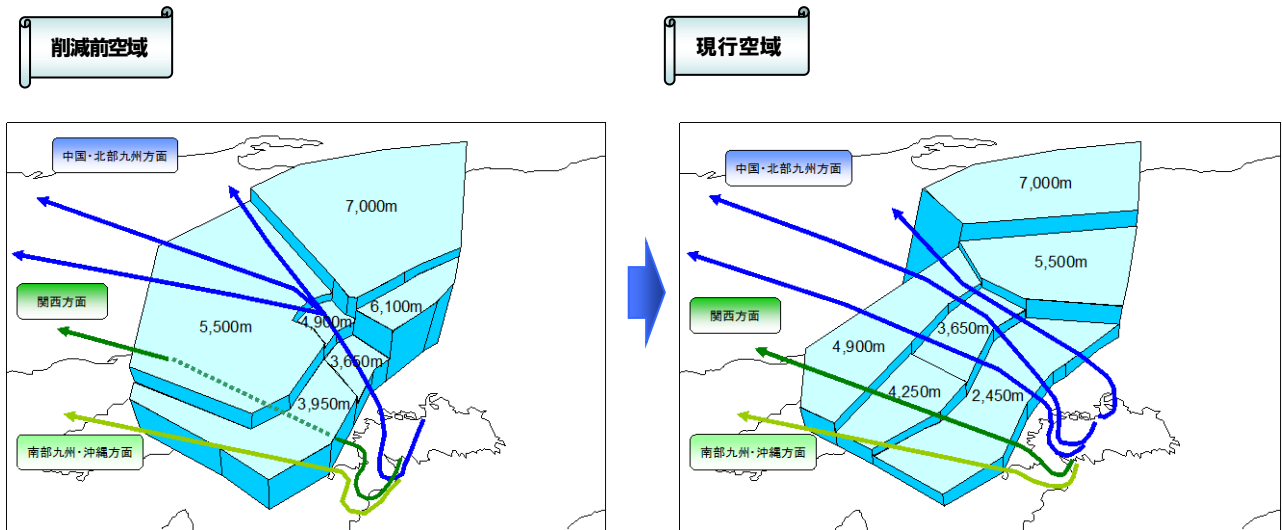
平成20年9月の空域の一部返還などにより、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成31年1月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和2年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

このため、都は、日米両政府による「横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討」の結果を明らかにするとともに、それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現し、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るよう、関係省庁に求めている。

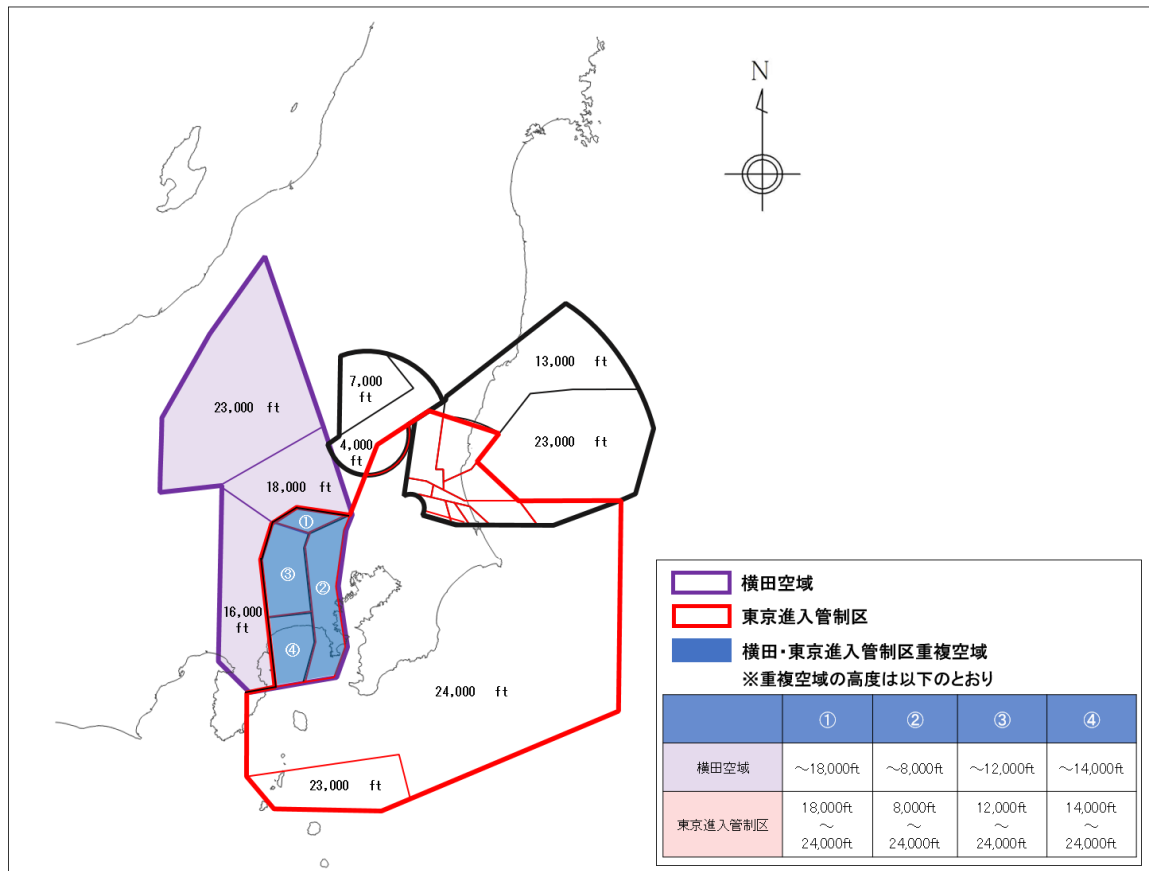
また、関東地方知事会や九都県市首脳会議などにおいても、横田空域の返還に係る要望を行っている。例えば、平成28年5月には、関東地方知事会が、横田空域の返還の早期実現を含む「関東圏における交通ネットワークの強化について」要望を国に提出することを決議し、翌月、提出している。

横田空域の一部返還



(国土交通省航空局資料より作成)

現在の首都圏の空域



5 災害時の米軍との連携

災害時の被害を最小限に抑えるためには、米軍との連携が必要である。こうした観点から、都は様々な取組を行っている。

(1) 消防相互応援協定

昭和 40 年 11 月、横田基地司令官と周辺市町との間で、火災予防及び消火活動に関して、相互に援助し合いお互いの利益を守ることを目的とした「消防相互応援協定」が結ばれた。その後、消防事務の東京消防庁への委託に伴い、昭和 51 年 1 月、横田基地司令官と東京消防庁との間で「消防相互応援協定」を締結し、火災等の災害に備えている。

(2) 防災訓練

平成 13 年 9 月に、東京都総合防災訓練「ビッグレスキュー東京 2001」において、米軍の協力を得て、横田基地と赤坂プレス・センターの 2 か所の米軍基地を全国で初めて防災訓練に使用した。横田基地は、羽田空港と並ぶ広域輸送拠点として非常に重要な役割を果たすことが、訓練を通じて実証された。

その後、横田基地は平成 13～29 年度、赤坂プレス・センターは平成 13 年度、16～21 年度及び 25～26 年度に東京都総合防災訓練で使用されている。なお、平成 14 年度からは、横田基地周辺の 5 市 1 町（立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が訓練に参加している。

また、平成 18 年度の防災訓練では、東京都と自衛隊の訓練に、米軍が全国で初めて参加し、米海軍艦船を帰宅困難者の輸送に活用する訓練などが行われた。以降、在日米軍各軍（陸軍・

海軍・空軍）の艦船やヘリコプター等が参加し、傷病者搬送訓練・支援物資搬送訓練などが行われている。

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、都内では多くの帰宅困難者が発生した。この状況を踏まえて、都は平成 24 年 2 月に大規模な帰宅困難者訓練を実施した。在日米海軍及び陸軍が同訓練に参加し、イージス駆逐艦（海軍）及び上陸用舟艇（LCU）*（陸軍）により東京湾から神奈川方面へ帰宅困難者を輸送する、海上代替輸送訓練を実施した。

平成 24 年 9 月、都総合防災訓練において、防災訓練としては初めて米軍輸送機が羽田空港に着陸し、物資輸送訓練を行った。また、同年 11 月、南海トラフを震源とする大規模な地震を想定した島しょ地域での防災訓練に米軍が初めて参加し、補給艦を神津島沖に派遣するとともに、ヘリによる神津島空港への物資輸送訓練を行った。

平成 27～29 年度、令和 4 年度、7 年度には、島しょ地域での防災訓練にも米軍が参加している。

- ・平成 27 年 10 月：海軍補給艦の三宅島沖への派遣及び陸軍・海軍・空軍のヘリによる三宅島空港への物資輸送訓練
- ・平成 28 年 11 月：陸軍・海軍・空軍のヘリによる大島空港への物資輸送訓練
- ・平成 29 年 11 月：海軍のヘリによる八丈島空港への物資輸送訓練
- ・令和 4 年 11 月：空軍のヘリによる緊急支援物資輸送訓練
- ・令和 7 年 11 月：米軍のヘリによる緊急支援物資輸送訓練

* LCU : Landing Craft Utility

(3) 災害準備及び災害時使用に係る現地実施協定

平成 20 年 11 月、都と在日米陸軍は、「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入」に関する日米合同委員会合意（資料 31）に基づく災害準備及び災害時における赤坂プレス・センターへの立入りに関する協定を全国で初めて締結した。都は、平成 21 年 8 月の都総合防災訓練において、同協定に基づく赤坂プレス・センターのヘリポートを使用した初めての訓練を行った。

また、平成 27 年 8 月、災害準備時（訓練）において横田基地を使用するための協定を横田基地第 374 空輸航空団との間で締結し、その後、平成 30 年 9 月まで当該協定を更新した。

【参考 1】東日本大震災に係る米軍による支援 （トモダチ作戦）

東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日、外務大臣が駐日米国大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請した。

米軍は、人員約 24,500 名、艦船 24 隻、航空機 189 機を投入（最大時）した大規模な救援活動（トモダチ作戦）を実施し、食料品等約 280t、水約 770 万 L 及び燃料約 4.5 万 L を輸送、配布した。

横田基地には、日米統合運用調整所が設置され、日本各地や洋上に展開する米軍の指揮、米政府や自衛隊との連絡が行われた。

米軍は、地震に係る支援として、艦船・航空機等を使用した搜索救助活動や人道支援活動、仙台空港の復旧作業及び損壊車輛・がれき撤去作業等を行った。

また、福島第一原発事故対応に係る支援として、消防車、防護服・マスク等を提供すると

もに、海兵隊の放射能対処専門部隊（CBIRF）を本国より派遣し、米軍無人偵察機「グローバルホーク」等が撮影した写真を日本側に提供した。

さらに、震災当日、羽田・成田両空港が閉鎖されたため、民航機 11 機の目的地外着陸（ダイバート）を横田飛行場で受け入れた。

【参考 2】熊本地震に係る米軍による支援

平成 28 年 4 月 14 日に熊本地震が発生し、横田基地第 374 空輸航空団所属の C-130 が日本政府による物資輸送活動を支援した。

6 基地対策関係の連絡協議会

(1) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会 （渉外知事会）

① 目的と構成

渉外知事会は、米軍提供施設・区域が所在する全国の主要な都道府県相互間の連絡調整を図り、基地問題、跡地処分問題、騒音・振動等の諸渉外交渉について、国に対し要望活動を行い、これらの効果的な解決を図ることを目的に、昭和 37 年に発足した。渉外知事会は、現在、全国 15 の都道府県（会長：神奈川県知事）で構成されている（資料 117）。

都は、渉外知事会に参画することによって、基地対策に関する都道府県レベルの共通の課題をともに検討し、これら共通課題に対する国への働きかけについては、基本的に渉外知事会を通じて行っている。

② 渉外知事会の主な活動

渉外知事会は、「基地対策に関する要望書」（資料 118）を取りまとめ、外務省、防衛省など関係省庁へ要請している。

また、近年では、以下の緊急要請等を行っている。

- ア 令和6年7月24日「米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請」(資料119)
- イ 令和6年7月24日「航空機事故後の対応等に関する特別要請」(資料120)
- ウ 令和7年7月30日「日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請」(資料121)

この他にも、日頃から実務担当者レベルでの基地関係の情報交換を緊密に行うとともに、地位協定や財政支援等の検討のほか、米軍横田基地の幹部等との意見交換を行うなど、横田基地対策に関して様々な活動を行っている。

(2) 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

① 設置の経緯

平成8年5月27日、米軍基地や日米地位協定に対する都民の関心が高まる中、知事が横田基地周辺の視察を行った。この際、周辺5市1町の市町長から東京都と関係市町による連絡会の設置について提案があり、これを受けて平成8年11月に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」が設置された(資料110)。

② 協議会の構成と目的

協議会は、都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町から構成され、会長は都知事、副会長は5市1町の幹事市(町)長が務めている。協議会の目的は、「東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図る」と規定している(協議会規約第2条)。

③ 協議会の主な活動

協議会は、横田基地対策全般にわたる要望をまとめた総合要請(資料111及び112)を実施しているほか、事件・事故に対する要請等(資料113~116)を実施している。

第 5 米軍基地従業員

1 米軍基地従業員の労務管理

日本国に駐留する在日米軍は、日本国とアメリカ合衆国両政府間において締結された日米安全保障条約（資料9）第6条に基づいて日本国内の施設及び区域を使用することが許され、またその任務を遂行するために必要な労働力は日米地位協定（資料11）第12条第4項により日本政府を通じて充足されると規定されている。

日米地位協定に基づき、在日米軍基地従業員の労務管理について、日米両国政府間で基本労務契約[MLC: Master Labor Contract]及び諸機関労務協約[IHA: Indirect Hire Agreement]が取り決められており、これにより両国政府が分担して従業員を管理するという、いわゆる日米共同管理方式をとっている。

この契約・協約は、在日米軍で働く日本人等従業員の給与、雇用条件及び経費分担等について具体的事項を規定している。

MLC 従業員とは、米国の歳出予算で運営される合衆国軍隊の業務に従事する事務職、技能職、警備及び消防職等の従業員をいい、IHA 従業員とは、米国の歳出予算の適用を受けない各機関の独立採算制により運営される各種福利厚生施設の業務に従事する従業員をいう。

基本労務契約及び諸機関労務協約では、在日米軍が「使用者」として従業員の直接監督、指導及び訓練等を行い、日本政府側は法律上の「雇用主」として採用、退職等の人事措置、福利厚生、給与、旅費の計算及び支給等の事務を行っており、必要に応じて日米双方が協議、調整を行っている。

2 米軍基地従業員の状況

都内の在日米軍基地従業員数は、令和8年1月末現在 2,598 人（育児・介護休業者を除く。）で、全

国従業員数 25,557 人（育児・介護休業者を除く。）の10.2%を占めている。

その推移をみると、米軍基地という事情を反映して、在日米軍の動きそのままに増減をたどっている。

昭和25年6月、朝鮮戦争が始まると、昭和28年7月に板門店で休戦協定が調印されるまでの間、米軍基地従業員の需要は一段と高まった。昭和25年の都内従業員数は約68,000人、さらに翌昭和26年には約79,000人に及んだ。しかし、昭和28年7月に朝鮮戦争の休戦協定が調印されると、10月頃から米軍基地従業員に対する人員整理が始まった。昭和29年に入ると、防衛庁の設置、自衛隊発足による日本の自衛力の整備及び国際情勢の緩和に伴い、米国国防予算が大幅に削減され、立川及び横田両空軍基地で、4,000人に近い人員整理が行われた。

昭和44年頃から更に米国国防予算が削減されるようになったことにより、米軍基地従業員の人員整理が再び始まった。昭和48年1月、日米安全保障協議委員会において「関東平野地域における空軍施設を削減し、向こう3年の間にその大部分を横田飛行場に統合して、移動後の施設・区域を日本側に返還する」という、いわゆる「関東計画」（資料18）が合意され、キャンプ朝霞、大和空軍施設、関東村住宅地区等の施設が逐次日本に返還された。昭和52年11月、立川基地の返還でこの計画は完了したが、この間、8年間の米軍基地従業員の人員整理による離職者は、11,000人に上った。

都内従業員数は昭和60年には約2,300人であったが、その後は概ね増加傾向が続き、平成14年には2,775人となったが、以降は概ね減少傾向にある。

3 米軍基地従業員に係る労務費負担

在日米軍基地従業員の労務管理に要する経費は、昭和52年度までは米軍側が負担してきたが、昭和53年度から社会保険料事業主負担分、福利厚生費（安全衛生費、制服費など）等を、昭和54年度からは給与費の一部（格差給、語学手当等）を日本政府が一般会計で負担している。

また、経済情勢の急激な変化等による米側の負担軽減を図るため、昭和62年1月、日米両国政府により、地位協定についての特別措置に関する特別協定が締結され、昭和62年6月から8手当（退職、調整、扶養、通勤、住居、夏季、年末及び年度末手当）の支払経費の2分の1に相当する金額を限度として、日本政府が新たに負担することになった。

なお、昭和63年6月にこの特別協定が改正され、これら8手当について、平成元年度には、75%を、さらに平成2年度からは、100%を日本政府が負担することになった。

平成3年10月以降、米軍基地従業員の基本給及び諸手当についても、日本政府が段階的（平成3、4年度25%、平成5年度50%、平成6年度75%）に負担し、平成7年度には100%を負担することになった。さらに、平成7年9月、平成12年9月、平成18年1月、平成20年1月、平成23年1月、平成28年1月、令和4年1月締結の「新たな特別協定」（資料13）により、引き続き日本政府が予算の範囲内で全額を負担している。

基地従業員数

令和8年1月末日現在（単位：人）

基 地 名	MLC	IHA	計
赤坂プレス・センター	160	9	169
横田飛行場	1,603	465	2,068
多摩サービス補助施設	19	76	95
ニューサンノー米軍センター	17	249	266
東京都計	1,799	799	2,598
全国合計	20,593	4,964	25,557

（注）育児・介護休業者は含まれていない。

4 米軍基地従業員に対する福利厚生及び離職対策

在日米軍基地従業員に対する福利厚生としては、従業員の安全衛生、健康診断、福利厚生、褒賞、制服の貸与、社会保険及び労働保健事業等の業務が行われている。

従業員の雇用関係や職場環境については、近年では大幅な人員整理等もなく比較的安定化してきているが、米側の政策や経済の変動等により、依然として不安定な状況下にある。

このため、同従業員に対する離職対策として、

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年5月17日法律第158号）に基づき、離職前の職業訓練の実施、従業員が米軍の撤収・引揚げ、基地の縮小等により離職を余儀なくされた場合に、生活の安定等に資するため特別給付金を支給する等の特別措置が国により講じられている。都内では、（一財）東京駐留軍離職者対策センターが離職者の再就職等の相談、育成指導を行っている。

基地従業員数年次別推移

各年1月末日現在（単位：人）

年次	MLC	IHA	計
平成16年	1,673	1,055	2,728
17年	1,697	1,044	2,741
18年	1,687	1,058	2,745
19年	1,697	1,015	2,712
20年	1,689	1,027	2,716
21年	1,698	1,019	2,717
22年	1,703	1,036	2,739
23年	1,773	977	2,750
24年	1,757	969	2,726
25年	1,747	965	2,712
26年	1,733	943	2,676
27年	1,716	920	2,636
28年	1,734	930	2,664
29年	1,734	926	2,660
30年	1,773	860	2,633
31年	1,763	858	2,621
令和2年	1,799	831	2,610
3年	1,788	822	2,610
4年	1,797	804	2,601
5年	1,795	794	2,589
6年	1,802	792	2,594
7年	1,801	788	2,589
8年	1,799	799	2,598

（数字は北関東防衛局提供）

5 労務管理等事務の国への移管

在日米軍基地従業員の労務管理事務は、かつて防衛庁設置法第44条の規程に基づき権限の一部が都道府県知事に機関委任されていた。そのため、都では当時、生活文化局文化振興部地域国際化推進課を渉外労務主管課とし、直接の執行機関として「渉外労務管理事務所」を設置していた。

しかし、平成12年4月1日、地方分権の推進を図る法律の整備等に関する法律及び同法関係政令の施行に伴い、機関委任事務が廃止された。その後、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの2年間について、都は暫定的に「法定受託事務」として実施してきたが、平成14年4月1日、国へ全面移管された。

〈労務管理等事務の移管経過〉



(注：平成19年9月の組織改編により、防衛施設庁は防衛省本省に統合され、各防衛施設局は地方防衛局に名称変更)